

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」に関する陳情

令和7年1月29日 受理 第一部予算特別委員会
令和7年2月28日 付託

提出者

札幌市厚別区

北海道セカンドオピニオン

代表者 主宰 海堂 拓己

(要 旨)

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」の制定しないことを求めます。

(理 由)

札幌市は令和7年2月の第1回定例会で「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」(以下「共生社会推進条例」)の制定を目指しています。札幌市公式サイトで公開されている条例案を読む限り、地方自治法と住民自治の原則への抵触、憲法上の疑義も認められる内容となっており、条例にふさわしくないと考えられるため、制定しないこと、またはゼロベースでの抜本的見直しを陳情します。その根拠を別紙に列記します。

なお、別紙で「本書」と記すものは、令和6年12月17日開催の「札幌市ユニバーサル推進検討委員会第5回検討委員会」に提示された「資料4 パブリックコメント資料(抜粋・修正版)」と題した資料の7～18枚目「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例(素案)【本書(修正版)】」を示します。また「素案」と記すものは、「本書」6ページ以下の「3 どんな条例になるの? 一条例の素案一」を示します。

(別紙)

【1】共生社会推進条例は立法事実の要件を満たさないこと

条例は法律に準じるものですが、法律の制定について判例（旧薬事法違憲最高裁判決 S 50等）は、条例の目的と手段を基礎付ける「立法事実」を要求しています。しかし、「共生社会推進条例」は「立法事実」を欠いているというべきです。

「本書」1・4ページおよび「素案」の「1前文」から「共生社会推進条例」は、札幌市の、①高齢化、②障がい者、③少子化、④グローバル化、⑤地域意識、⑥男女共同参画、⑦LGBTQ、⑧在留外国人、⑨アイヌ民族といった課題について、「共生社会」を実現することで解消を図ることが「立法事実」と理解できます。

「立法事実」は、立法の必然性の具体的根拠を求めますが、①～⑨について「本書」1pの「(2)札幌市の状況」で概説しているものの、「これらの多様な課題はそれぞれが絡み合い、複雑化・複合化しています」と述べるにとどまり、複雑化・複合化した結果、どのような社会課題となっているのか、は示されていません。

「素案」の「2目的」で「立法事実」の要件である立法目的を示していますが、「共生社会を実現するために共生社会をつくる」としか書かれていません。「立法事実」として示されるべき目的がなく、手段が目的化しています。

さらに、①～⑨の多岐にわたる領域の課題を「共生社会」という単一理念で解消できると期待するのは無理があります。③少子化が進む背景、⑤地域意識の希薄化には、④⑥⑦による家族観や価値観の多様化があることは指摘されており、①高齢化や②障害者が求める「共生社会」と、⑦LGBTQや⑧在留外国人が必要とする「共生社会」は、同じ字面であっても内容が大きく異なります。

そうであるにもかかわらず、あたかも「共生社会の実現によってすべての社会課題が解消する、かのように言うことに、具体的根拠に基づく合理性を有すべき立法事実としての妥当性を認めることは困難です。

【2】共生社会推進条例の「共生社会」には矛盾があること

「共生社会推進条例」は、高齢者と障がい者、そしてLGBTQ・外国人・アイヌ民族といった人たちを、「生きづらさ」を抱えた同じ立場の人々として捉えています。

高齢化社会の中で障がい者になる方は増えており、「地域共生社会」の実現は今日的課題です。一方、LGBTQ・外国人・アイヌ民族といった人たちが暮らしやすい環境づくりも国際化が進む中で求められている課題です。そしてこれらの人々の環境づくりも「共生社会」と呼ばれているのは事実です。しかし、両者は同じカテゴリーに入れるべきではありません。

令和6年8月の「第4回ユニバーサル推進検討委員会」で、札幌市身体障害者福祉協会長の浅香博文委員は、「違いを理解する、認め合うということは、違うのだよと逆の方向から言っているような気がするのです。ですから、少なくとも違いという言葉を入れないでほしい」と求めています。「本書」4pでは「違いを尊重する」ことが「多様性を尊重したまちづくり」と主張していますが、障がい者の中には「違い」が苦痛である人たちもいるのです。

高齢者や障がい者の方は、先天性によるもの、または高齢化や病気や事故による機能低下や喪失を抱えています。その「生きづらさ」は主にご自身の心身に由来するものです。一方でLGBTQ・外国人・アイヌ民族といった人たちの「生きづらさ」は主にその方をとりまく社会に由来します。

論を進めるため便宜的に前者をAグループの人々、後者をBグループの人々といいます。

同じ「生きづらさ」を抱えた人たちであったとしても、Aグループの人々とBグループの人々同じカテゴリーに入れることで問題の個別性が失われてしまう恐れがあります。

高齢者や障がい者などAグループの人々は発言力が弱くなりがちで、Bグループは社会に対して批判を向けがちとなります。「共生社会」実現のかけ声の下、Bグループの主張が注目されやすくなることは現実的に想定しうることで、ここから施策がBグループに偏ってしまうのではないかと懸念が生まれます。そのことからくる軋轢や制度的、政策的な不均衡も心配されます。

【3】共生社会推進条例の目的は市民憲章の推進で足りること

「共生社会推進条例」は、一つにしてはならない人々を「共生社会」という単一概念で括っていますが、条例が実現を目指す「共生社会」はどのようなものなのでしょうか。

「共生社会」について、「素案」の「3定義」では「差別や偏見がなく、誰もが互いにその個性を尊重され能力を発揮できる、多様性と包摂性が強みとなる社会」としています。

「包摂性」という文言は、国語辞典には載っていない文言で、一般に広く認識された日常語とは言えず、しかも条例には定義也没有ありません。法令用語として「包摂性」は不適切です。

強いて「包摂性」の語義を探せば、「本書」5ページの欄外に「【包摂的】ここでは、全ての人を排除せず、取り残さないさまをいう」との脚注があります。これらから、「共生社会推進条例」が実現を目指す「共生社会」とは、①差別や偏見がない、②個性が尊重され、能力を発揮できる、③排除されない、取り残されない、④多様性がある社会であり、⑤そのことが「強みとなる社会」と解されます。

「共生社会推進条例」が実現を目指す「共生社会」とは、端的に言えば「相互理解に基づく互助互惠社会」です。特段新しいことではなく、ごく一般的な社会道徳、社会倫理です。「共生社会」というと何か特別な印象を持ちますが、さまざまな背景を持つ人々を単一概念で括ろうと無理をした結果、ごく一般的な社会倫理にならざるを得なくなったのです。

また⑤「強みとなる社会」も内容が判然としません。「強み」とは何なのか。条例の立法事実としては「強み」の内容を具体的に示し、①～④がその「強み」につながる蓋然性を示すべきです。

市民が目指すべき社会倫理として札幌市には、昭和38年制定の「札幌市民憲章」があります。「共生社会推進条例」が求める社会倫理は、すでに「札幌市民憲章」の中に示されています。「共生社会」の実現を目指すならば、「札幌市民憲章」の一層の推進で十分です。

「札幌市民憲章」は当時の市民の総意でつくられたものであり、その後60年以上にわたって札幌市民の精神的支柱となってきました。条例は法律に準じる強制力を持ちますが、憲章にはそのような効力はありません。わずか14名のユニバーサル推進検討会議委員が5

回程度審議しただけの「共生社会推進条例」が「札幌市民憲章」を駆逐することに反対します。

【４】共生社会推進条例が条例の範疇を逸脱していること

「共生社会推進条例」は「相互理解に基づく互助互惠社会」の推進を目的とするものですが、一般倫理の条例化には強い疑義があります。

条例は法律に準じるものであり、法律は強制力を伴う社会規範です。それだけに条例は必要最小限でなければなりません。

地方自治法第14条は「法令に違反しない限りにおいて第二条第二号（地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるもの）の事務に関して条例を定めること」としています。すなわち条例の制定には、「条例の属地主義の原則」といって地域に特化した固有性が求められているのです。

しかし、「共生社会推進条例」が実現を目指す「共生社会」の内実は一般社会倫理の普及でしかなく、属地主義の原則からしても条例には馴染みません。それでも札幌市が「共生社会」を推進したいと望むならば、法的拘束力を持たない「宣言」を検討すべきです。

【５】共生社会推進条例が行政改革に逆行すること

「共生社会推進条例」は「理念条例」と呼ばれるもので、札幌市には同じ「理念条例」として、「札幌市自治基本条例」「福祉のまちづくり条例」「札幌市男女共同参画推進条例」「札幌市子どもの権利条例」「市民まちづくり活動促進条例」等があります。

「本書」の「４ 他の条例等との関係性」では、これら関連条例・関連計画について「共生社会推進条例」と整合性を図らなければならないとしていますが、前述したように概念が広すぎて立法事実を欠き、整合性を図る指標になりません。

令和５年度に策定された「札幌市まちづくり戦略ビジョンアクションプラン2023 行政運営の取組」は、行政コストの最適化による効率的な行政運営の実行を求めています。

「共生社会推進条例」の制定は、行政改革の観点からも再考すべきです。

なお、「素案」の「３ 定義」で、市民を「市内に住所を有する個人及び市内に通勤し、又は通学する個人その他の市内に滞在する個人」としています。「その他の市内に滞在する個人」を含むことで、札幌市の最高規範である「札幌市自治基本条例」が定義する市民を超えています。この「その他の個人」が、外国人旅行者のような一時滞在者まで含むのであれば、条例の属地主義の原則に反します。

【６】共生社会推進条例が社会混乱を起こす懸念があること

「共生社会推進条例」は「障がいの社会モデル」を採用しています。この考えは障がい者福祉の領域で発展してきた考え方です。すなわちAグループの人々との間で発展してきたものなのです。しかし「共生社会推進条例」は、これをBグループの人々にまで拡張しています。

「障がいの社会モデル」は、「個人の心身機能の障害と社会的障壁（物理的、制度的、文化・情報面及び意識上）の相互作用によって障がいが創り出される」（「本書」５p）とする考えですから、Bグループの人々にこれを適応すると、「社会的障壁」、なかでも制度

や文化、意識の領域ばかりが強調されていくことになります。

実際に「素案」の「8基本政策」は、「意識上の障壁」に偏重した内容となっています。

これにより、市民の意識変容（思想統制）が共生社会推進施策の大きな目的となっており、広報や啓発事業の肥大化が懸念されます。啓発のために本来Aグループの人々に向けられるべき行政リソースが割かれるようなことがあれば本末転倒です。

さらに、特定の活動団体に委託業務が集中・継続することが懸念され、「共生社会」の名を借りた特定思想の普及に悪用される危険もはらんでいます。社会の中でBグループの一部の人々の主張ばかりが大きくなり、行政の思想団体化、社会面・文化面での混乱を生み出しかねません。

「共生社会推進条例」の中で最大の問題は、このような事態を抑制するブレーキのないことです。

【7】共生社会推進条例が「地方自治の本旨」に背くものであること

「共生社会推進条例」が一般倫理を努力義務として市民に強要することは、憲法第92条の「地方自治の本旨」に背くものです。

「札幌市自治基本条例」は、「本市のまちづくりの最高規範」（第3条）として「共生社会推進条例」の上位に位置しますが、この第4条で「まちづくりは、市民が主体であることを基本とする」と「住民自治」の原則を規定しています。

このような「住民自治」の原則から「理念条例」は、行政運営の指針として施策の基本的な考え方、姿勢や枠組みを示すことで、行政を規制するものと解されています。「理念条例」においては、市民や事業者に努力義務を課す「責務条項」を設けることが一般的ですが、それでも市民に対する「責務条項」が条例の中心であってはなりません。

近年、市民に対する「責務条項」を設けた「理念条例」は増殖傾向にあります。運用を誤ると「責務条項」は、行政がはたすべき責任を市民に擦り付けることにつながります。安易な「理念条例」の増殖は止めるべきです。

しかし、「共生社会推進条例」は、暮らしの「あらゆる場面」で市民が「共生社会」の実現に努め、市の施策に協力することを規定しており、「共生社会」という行政が推進する万能の理念に対して上意下達式に市民を従わせるものです。行政は思想団体であってはなりません。戦前の国民精神総動員体制のもと、地方公共団体が思想団体化したことの反省の上に、現在の地方自治制度があることを忘れてはなりません。

【8】共生社会推進条例が憲法に抵触する疑いのあること

日本国憲法第19条は「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」と定めています。また憲法15条は、「すべての公務員は、全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではない」としています。「共生社会推進条例」は、憲法のこれらの条文に抵触する疑いがあります。

「共生社会推進条例」の「共生社会」が「相互理解に基づく互助互惠社会」という一般社会倫理を意味しているとの理解で論を進めてきましたが、この「共生社会」は欧米由来のDEI（多様性・公平性・包摂性）イデオロギーを日本語に置き換えたものである、との指摘があります。「共生社会」の定義に日常語として定着してもいない「包摂性」という文言があえて用いられているのもそのためだ、というのです。

DEI イデオロギーは、マイノリティとマジョリティの二分法に基づいた社会思想であり、アメリカではBグループの一部の人々の主張が大きくなりすぎて、甚大な社会混乱を引き起こしています。それは【6】で指摘した社会混乱と同じものです。

アメリカでは、DEI 見直しの動きが広がっています。米「ベストカレッジズ誌」の2025年1月22日付けのレポートによれば、学校や公共機関での「多様性・公平性・包括性（DEI）プログラム」の禁止または廃止を求める反DEI州法が、全米のほぼ半数の州で提出済み、または草案作成中で、12件が法律として成立しています。

<https://www.bestcolleges.com/news/anti-DEI-legislation-tracker/>

2025年1月20日に就任したトランプ大統領は、その日に「ENDING RADICAL AND WASTEFUL GOVERNMENT DEI PROGRAMS AND PREFERENCING」（過激で無駄の多い政府のDEIプログラムと優遇措置の廃止に関するアメリカ大統領令）を発しました。これは全ての政府部局にDEI撤廃を求めるものとなっています。

<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/01/ending-radical-and-wasteful-government-DEI-programs-and-preferencing/>

令和6年11月に行われた「共生社会推進条例」のパブリックコメントでは2068件の意見が寄せられ、このことを懸念する反対意見が圧倒的多数を占めました。令和6年12月17日の「第5回ユニバーサル推進検討委員会」に提出された「資料1」の「条例素案全体に関する意見」では、「本条例は社会の混乱、分断等につながる懸念がある」の81件をトップに、条例に対して反対や疑問を示す否定的意見は319件あったのに対して、肯定的意見はわずか2件でした。

令和6年3月の「第3回ユニバーサル推進検討委員会」で山内ユニバーサル推進室長は、「先ほどバックラッシュという言葉もありましたが、そういう話につながっていくのかなと感じました。我々のチームの中でもそれは非常に意識していきまして、この人だったらどう考えるか、この人だったらどう考えるのかと、様々な方の立場について考えながら言葉を整理し、まずはここまでたどり着けたと思っています」と述べています。

文脈から世界的なDEIへの反動（バックラッシュ）を意識したものであることは明らかですが、この条例が事実上のDEI条例であると指摘されないように言葉を整理した、とも聞こえます。行政当局が批判を受けたくないためにDEIを隠しているとしたら、市民に対して背信的です。

共生社会推進条例が定義する「共生社会」が、マイノリティとマジョリティの二分法によって社会を規定するDEIイデオロギーに基づくものなのか、それとも一般社会倫理を示しているだけなのか、執行機関を監視する責務のある市議会が審議する必要があります。

日本国憲法第19条は「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」と定めています。「共生社会推進条例」の「共生社会」が、DEIイデオロギーを意味するものであれば、法律に準じた条例によって、社会の分断をもたらしているイデオロギーを市民に強いることは、憲法19条に抵触することは明らかです。

令和6年8月の「第4回ユニバーサル推進検討委員会」で山内ユニバーサル推進室長は、「我々もこの取組をやる中でどうしても相入れない部分といますか、分かってほしいけれども、分かってもらえないところはどこまで行ってもきっとあるのだろうなと思っています」と述べています。策定者が「どこまで行っても分かってもらえない」と認識す

る条例を、札幌市の主権者である市民として認めることはできません。

賛否の分かれるイデオロギーを行政が推進することは、「すべての公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」として行政の不偏不党を定めた憲法15条に違反します。国権の最高法規である憲法を超えた条例は制定できません。

以上のように、「共生社会推進条例」の原案には多大な問題があります。これをそのまま条例として制定してよいのでしょうか。今こそ議会の良識が問われるときです。

(写)

陳情第50号

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」に関する陳情

令和7年1月29日 受理 第一部予算特別委員会
令和7年2月28日 付託

提出者
札幌市白石区
本杉 雅仁

(要 旨)

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」の慎重に審議することを求めます。

(理 由)

令和7年第1回定例市議会では「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」の審議が予定されています。令和6年11月に行われた同条例案のパブリックコメントでは、1014人から2068件の意見が寄せられました。「条例素案全体に関する意見」では、否定的意見319件、肯定的意見2件となっています。意見提出者の一人としてパブリックコメントで出された意見を踏まえた慎重な審議を求めます。

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」に関する陳情

令和7年2月3日 受理 第一部予算特別委員会
令和7年2月28日 付託

提出者
札幌市中央区
今 雄二

(要 旨)

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」の制定しないことを求めます。

(理 由)

理由、所謂「マイノリティー」の意見を尊重することにより、「マジョリティー」の意見が尊重されず、少数意見が優位になる事が想像されます。

それこそが、社会の分断を誘発するものであり、真の「共生社会」は実現できないと思います。

日本の歴史、文化を考えると、日本に於いては既に「共生社会」は実現されており、「西洋的共生社会」は、今まで育んで来た「日本文化」を破壊するものです。

広く市民に、この条例を告示し、再度、市民の意見を聞く事が必要です。

条例の審議委員も、どの様な過程で人選されたかも不明であるばかりでは無く、多様な意見を議論するには、相応しいメンバーとは思えません。

委員会は、賛成、反対、中立の立場の方々を同数にし、議論を最初からやり直す事を求めます。

現審議会で、公正な議論が行われるとは思えません。

(写)

陳情第53号

共生社会推進条例案に関する要請

令和7年2月3日 受理
令和7年2月28日 付託

第一部予算特別委員会

提出者

札幌市白石区

音丸 悠作久

(要 旨)

共生社会推進条例案に反対する。

(理 由)

近年移民に依る治安が悪くなっている報道が有ります。

日本国憲法でも、国民全てが安全と安心な生活が保証されています。

アメリカ大統領も移民の返還に動いている所です。

日本の善き政策を利用して国民、市民に負担が掛かるのは明らか。

寄ってこの条例案は断固反対致します。

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」に関する陳情（要望書）

令和7年2月3日 受理 第一部予算特別委員会
令和7年2月28日 付託

提出者
東京都世田谷区
宮崎 かすみ

(要 旨)

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」の制定しないことを求めます。

(理 由)

審議会の議事録を拝読いたしました。回が進むにつれ、様々なマイノリティ集団の間の齟齬が明らかとなってきました。ついには、本条例が、いわゆる障がい者（身体および精神、以下物理的障がい者と呼ぶ）を隠れ蓑にして、自称マイノリティの人達を条例で保護するための、分断と軋轢を増幅させるものであることがわかりました。本条例は、自称マイノリティの人達への法的根拠なき優遇であり、他方、物理的障がい者への差別となっています。

そもそも共生社会の前提として、本条例では「違い」を強調しています。違いを抱えた人たちが違いを乗り越えて共生しようと謳っている。しかし、もって生まれたその「違い」から逃れることは叶わず、つらいながらも元気に生きようと奮闘している物理的障がい者の人達にとって、アイヌのように自分でそのアイデンティティを選ぶことができる立場にある人たちはあまりにも恵まれています。外国人とて、自分の国に帰ればマジョリティ、自らの意志で札幌にやってきている人たちと、どうあがいても障がいや病から逃れることのできない人たちとは、条件があまりにも違いすぎます。当事者は誰もがなりうる、という文言には、物理的障がい者の方々の状況を想像・理解しない傲慢さが透けて見えます。

物理的障がい者を代表される浅香委員から、「違い」を強調してほしくないという意見が出されていきました（第4回議事録）。本来、共生社会の理想とは、互いの「違い」など意にかけない状態になることのはずです。これは巧まずして、相内委員がこれこそが本当のノーマライゼーションだ、としてあげられていた事例にも重なります。しかし、自称マイノリティの人達は、自分たちの「違い」を抛り所にし、それをアイデンティティの一部にしています。例として、アイヌのアーティストとして著名なマユンキキさんは、ある動画にて、あなたも同じ日本人でしょ、と問いかけられた際、「私は自分を日本人とは思っていない」と答えておられました。日本に生活し、日本のパスポートをもち、日本政府の補助金を受け取って活動をされている方でも、自分で日本人というアイデンティティを選ばない、ということが可能なのです。つまり日本人との「違い」が、彼女にとっては重要な

アイデンティティとなっているのです。もちろんそれはその方の自由です。しかし、そのアイデンティティを守るために、条例だとか法律までをも動員する必要はないのではないのでしょうか。

「違い」を強調されるのはいやだ、文言を消し去ってほしいと願う人たちがいる一方、マジョリティとは異なる自分、「違う」自分を拠り所とする人たちがいる。両者の齟齬はあまりにも大きく、議事録からも亀裂が透けて読み取れるところまでできています。かくのごとく、存在の前提が逆方向を向いている人たちを一緒くたにして、同じ籠に盛るような本条例は、様々な当事者を乱暴にひとまとめにして網をかけながら、その当事者のそれぞれへの想像力を欠き、適切な配慮もなされていない条例です。結果として、「違う」のを強調されるのはいやだ、マジョリティと同じでいたいと願う方々を、本質的には蔑ろにし、利用するだけとなっている本条例は、札幌市が目指すべき共生社会にとってふさわしくないものと考えます。

この条例を制定しないことを強く懇願するものであります。

末筆ながら、病身をおして審議委員を務めておられた牧野委員のご逝去につきまして心からのお悔やみを申し上げます。

「札幌市誰もがつながり合う共生のまちづく条例」に関する陳情

令和7年2月4日 受理 第一部予算特別委員会
令和7年2月28日 付託

提出者
札幌市手稲区
加藤 千江子

(要 旨)

「札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」の制定をしないことを求めます。

(理 由)

- ・札幌市民憲章に同様の理念は既に掲げられており、必要であれば札幌市民憲章に追記等することで十分理念を共有することができるため、本条例は不要。
- ・本条例は社会の混乱、分断等につながる懸念がある。
- ・本条例は特定の価値観を押し付け、市民の多様性を否定するものである。また日本の文化の軽視等につながる懸念がある。
- ・障害のある方、高齢者、外国人、性的マイノリティ、アイヌ民族などの全てを一括りにした条例は不要。特定の団体への利益誘導に利用される可能性があり、公平性を欠く。
- ・本条例は永続的に財政支出を続ける可能性があり、税金の無駄使いで将来世代に負担をかけるおそれがある。

以上の理由から本条例の制定には絶対反対です。

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」に関する陳情

令和7年2月4日 受理 第一部予算特別委員会
令和7年2月28日 付託

提出者
札幌市中央区
池田 好美

(要 旨)

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」を制定しないことを求めます。

(理 由)

本条例の内容が不明確であり、「理念条例」としながら、市民や事業者に役割として努力義務を課しています。

本条例は北海道開拓の歴史と文化を軽視しており、札幌のアイデンティティを損なうおそれがあります。小学校からの札幌や北海道の開拓の歴史教育が重要だと感じます。

また市民の定義について、悪用される懸念などがあるため、市民でない者等を条例上市民とすべきではありません。

「誰もが」ではなく、対象を市民や日本国民とするべきです。

私は障がい者で、障がい者手帳も所持していますが、障がいのある方、高齢者、外国人、性的マイノリティ、アイヌ民族などの全てを一括りにした条例は不要です。

「生きづらさを感じる方が多くいる」ことはどのように確認したのかを教えてください。また、その理由が「他者の個性や能力に対する理解が十分でないことなどの社会における様々な障壁」であることはどのように確認したのかを明確にしてください。

本条例は特定の団体への利益誘導に利用される可能性があり、公平性を欠くため反対します。

札幌市共生社会推進条例

令和7年2月4日 受理 第一部予算特別委員会
令和7年2月28日 付託

提出者
北海道旭川市
村上 登

(要 旨)

反対!

世界が間違いに気づいて取り消してるものを何故制定する必要があるのか。

(理 由)

北海道の首長都市である札幌でそんなデタラメな上っ面な条例制定されたら他の道内都市も続いたらたまったものではありません。

そんな条例無くても充分共生はできてます。

世界各国が間違いに気づき取り消してるものに何故逆行するのか、もっと考えて欲しいものです。

(写)

陳情第59号

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」に関する陳情

令和7年2月4日 受理 第一部予算特別委員会
令和7年2月28日 付託

提出者
札幌市北区
向井 大樹

(要 旨)

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」の制定しないことを求めます。

(理 由)

札幌市は令和7年2月の第1回定例会で「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」(以下「共生社会推進条例」)の制定を目指しています。札幌市公式サイトで公開されている条例案を読む限り、地方自治法と住民自治の原則への抵触、憲法上の疑義も認められる内容となっており、条例にふさわしくないと考えられるため、制定しないこと、またはゼロベースでの抜本的見直しを陳情します。その根拠を別紙に列記します。

札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例に関する陳情

令和7年2月4日 受理 第一部予算特別委員会
令和7年2月28日 付託

提出者
北海道砂川市
朝日 留美子

(要 旨)

札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」の制定しないことを求めます。

(理 由)

まずは目的がわかりません。

移民を増やしてどんな札幌市にしたいのでしょうか。

北海道の要である札幌市がそれを制定されると、地方も必ず同じことを言い出す恐れがあります。

外国人を排除したいのではありません。

わざわざ条例を制定して呼び込まないでほしいのです。

日本人が減少している昨今、外国人ばかりが増えるのはどんな社会になるのか不安でなりません。

すでに、アメリカヨーロッパでは、移民による犯罪が膨大に増加している国もあり、反対に移民には自国にお帰りいただいています。

さらには、移民による社会インフラの増大、医療制度の不正使用により、日本人の納めた税金社会保険料が使われています。

自然に日本で住みたい外国人は静観しますが、条例により呼び込むのには反対します。子孫に対して取り返しの付かないことにならないとは言えないからです。

より良い日本を残す義務が私たちにはあります。

- ・共生社会推進条例が憲法に抵触する疑いのあること
- ・共生社会推進条例は立法事実の要件を満たさないこと
- ・共生社会推進条例の「共生社会」には矛盾があること
- ・共生社会推進条例の目的は市民憲章の推進で足りること
- ・共生社会推進条例が条例の範疇を逸脱していること
- ・共生社会推進条例が行政改革に逆行すること
- ・共生社会推進条例が社会混乱を起こす懸念があること
- ・共生社会推進条例が「地方自治の本旨」に背くものであること
- ・パブリックメントに寄せられた2,000件の意見を反映していないため

(写)

陳情第62号

共生社会条例について

令和7年2月4日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者
北海道江別市
新中 剛志

(要 旨)

条例の中止を要望します。

(理 由)

海外において犯罪なども増えていることはご存知のことと思います。それを知るうえで
敢えて条例を決めることは不要です。

(写)

陳情第63号

(仮称) 誰もがつながり合う共生のまちづくり条例を拙速に制定しないことを求める陳情

令和7年2月4日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者
札幌市中央区
田中 義人

(要 旨)

この条例案の審議について、拙速に進めるのではなく、様々な角度から本質的な課題を議論して頂き、修正又は否決として頂きたい。

(理 由)

この条例案では高齢者やLGBTQ, 男女共同参画や在留外国人、そしてアイヌの方々までを「共生社会」という一言で全てを括り、それぞれ違った課題や問題を抱える幅の広いカテゴリーに対応しようという内容になっており、無理があると考えます。

更には先に募集されたパブリックコメントが全く反映されておらず、札幌市自治基本条例を自ら犯す対応であると感じます。

行政が強引に進めるつもりであれば、二元代表制の議会が良識を持って待ったをかけ、しっかりと審議をした上で修正なり、否決なりをすべきだと考えます。

札幌市議会に、この条例案をしっかりと多くの市民の皆様に周知して頂く意味でも委員会付託にし、じっくりと時間をかけて審議して判断いただくように陳情致します。

札幌市共生条例推進の件

令和7年2月4日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者
札幌市中央区
古市 佳瑞子

(要 旨)

札幌市共生条例推進に反対します。

(理 由)

県外の者ですが、北海道に旅行した友人達、また現地の友人から北海道の良い話を聞きません。

外国人、特にマナーの悪い中国人に嫌な想いをさせられる事が多くあったようです。

美しかった北海道がもう場所によっては日本のようではない、もう訪れたくはないそうです。

札幌市は共生条例の成立を可決し推進する立場のようですが、日本人が訪れたくない札幌市にしてしまっていて外国人御用達の市にするおつもりでしょうか。

日本中でこういう動きが出ていますが多くの国民はマナーが悪く公共を乱す外国人とは共生したくないと思っています。

この条例のことも現地の有人から反対して欲しいと言って来て知りました。

北海道が好きなので、アメリカ並びに世界の流れに逆行するような条例には日本人として反対します。

札幌市の共生社会推進条例成立阻止を求める陳述・要望

令和7年2月4日 受理 第一部予算特別委員会
令和7年2月28日 付託

提出者
宮城県仙台市
内海 若葉

(要 旨)

世界に逆行するDEI条例は必要ありませんので撤回・廃止をしてください。

(理 由)

「生きづらさを感じる方が多くいる」ことはどのように確認したのか。また、その理由が「他者の個性や能力に対する理解が十分でないことなどの社会における様々な障壁」であることはどのように確認したのかが不透明です。

そもそも、既に共生できているため、本条例は不要です。

条例の必要性が感じられません。

むしろ、本条例は特定の団体への利益誘導に利用される可能性があり、公平性を欠くように思います。

(写)

陳情第66号

共生社会推進条例

令和7年2月4日 受理
令和7年2月28日 付託

第一部予算特別委員会

提出者

札幌市中央区

成田 勝明

(要 旨)

日本に住んでいる人達、生まれてくる子供達の為になる事をするべき。

(理 由)

現在の日本は、外国人犯罪が不起訴だらけ、通名制度は廃止出来ていない、強制送還もままならない、司法がおかしい、他、鎖国が必要な位だと思う、反対だ！

(写)

陳情第67号

札幌市共生社会推進条例成立阻止の陳情

令和7年2月4日 受理 第一部予算特別委員会
令和7年2月28日 付託

提出者
札幌市中央区
大村 毅

(要 旨)

(仮称)「札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」の制定しないことを求めます。

(理 由)

日本国憲法では、基本的人権の尊重、思想・信条・良心の自由が保障されているが、本条例は理念を強制するものであるため、憲法に違反する可能性がある。

(写)

陳情第68号

共生社会推進条例について

令和7年2月4日 受理 第一部予算特別委員会
令和7年2月28日 付託

提出者
京都府京都市
酒井 幸司

(要 旨)
反対します。

(理 由)
トランプ大統領に見られるように、過激なDEI推進は、世界の流れと逆行しています。

(写)

陳情第69号

札幌市の共生社会推進条例成立阻止を求める陳情・要望

令和7年2月4日 受理 第一部予算特別委員会
令和7年2月28日 付託

提出者
京都府京都市
棕 良子

(要 旨)

「(仮称)札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」の制定しないことを求めます。

(理 由)

・本条例は「人権」の名の下に政策議論を封殺したり、市民の集会を妨害したりするなど、悪用される可能性がある。

(写)

陳情第70号

共生社会推進条例について

令和7年2月4日 受理
令和7年2月28日 付託

第一部予算特別委員会

提出者

札幌市北区

梶原 昌治

(要 旨)

共生社会推進条例に反対します。

(理 由)

共生社会という美名のもとに必ず外国人の流入を勧めることになり、結果、大量の外国人が札幌に住むことになる。この場合の外国人は中国人が圧倒的となるのは見えているではありませんか！

(写)

陳情第71号

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」に関する陳情（要望書）

令和7年2月4日 受理 第一部予算特別委員会
令和7年2月28日 付託

提出者
札幌市中央区
古屋 壮一

(要 旨)

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」の制定しないことを求めます。

(理 由)

- ・ 共生社会推進条例が憲法に抵触する疑いのあること
- ・ 共生社会推進条例は立法事実の要件を満たさないこと
- ・ 共生社会推進条例の「共生社会」には矛盾があること
- ・ 共生社会推進条例の目的は市民憲章の推進で足りること
- ・ 共生社会推進条例が条例の範疇を逸脱していること
- ・ 共生社会推進条例が行政改革に逆行すること
- ・ 共生社会推進条例が社会混乱を起こす懸念があること
- ・ 共生社会推進条例が「地方自治の本旨」に背くものであること
- ・ パブリックメントに寄せられた2,000件の意見を反映していないため

(写)

陳情第72号

札幌市の共生社会推進条例の成立阻止を目指す陳情

令和7年2月4日 受理
令和7年2月28日 付託

第一部予算特別委員会

提出者

鹿児島県曾於市

今西 沙也加

(要 旨)

「札幌市共生社会推進条例」の制定しないことを求めます。

(理 由)

「誰もが」ではなく、対象を市民や日本国民とすべきです。

本条例は特定の団体への利益誘導に利用される可能性があり、公平性を欠きます。

共生社会推進条例反対

令和7年2月4日 受理 第一部予算特別委員会
令和7年2月28日 付託

提出者

山形県東置賜郡高畠町

斎藤 芳行

(要 旨)

共生の名の元に外国人が参政権を得たり、公務員に採用されたりすることに繋がりがねず、そうなれば、国が乗っ取られる可能性があるので反対です。

(理 由)

近年、日本では、外国人との共生という名目で、実質の移民の受け入れが始まっています。しかし、ヨーロッパ各国やアメリカでは、移民による社会の混乱、分断、犯罪の増加、伝統的社会秩序の崩壊で、お金を払ってまで出ていってもらう政策や、強制送還など、どちらにとっても不幸な事が起きています。移民は自分たちの宗教や価値観を捨てず、自分たちのコミュニティを作ります、日本の文化価値観を受け入れません。日本人にとっても、移民にとっても、不幸をもたらします。ヨーロッパやアメリカの跌を踏まないよう、今のうちに移民は規制すべきです。

ましてや、共生の名の下に外国人が参政権を得たり、公務員になったりしたら、実質、国を乗っ取られます。

ここは日本です。日本人、日本の未来を担う子供たち、そして日本の国益を最優先に考えるべきです。

(写)

陳情第74号

札幌市の「(仮称)札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」
(略称「札幌市共生社会推進条例」)に関する陳情

令和7年2月4日 受理 第一部予算特別委員会
令和7年2月28日 付託

提出者
青森県東津軽郡蓬田村
大宮 美和子

(要 旨)

札幌市の「(仮称)札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」(略称「札幌市共生社会推進条例」)を制定しないでください。

(理 由)

札幌市の「(仮称)札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」(略称「札幌市共生社会推進条例」)の2月13日議会への上程が確定的です。DEI条例は世界が廃止に動いています。世界で廃止に動いているものを今札幌で制定させないよう、要旨記載のとおり陳情いたします。

(写)

陳情第75号

札幌市の共生社会推進条例に関する陳情

令和7年2月4日 受理 第一部予算特別委員会
令和7年2月28日 付託

提出者
群馬県渋川市
松下 陽貴

(要 旨)

札幌市の共生社会推進条例の撤廃を求めます。

(理 由)

近年、欧米諸国では移民を受け入れたことで多くの地元民が迷惑しています。

そのような前例が多々ある中でこのような条例を設けることは狂気の沙汰としか思えません。

私は札幌市民ではないですが、他人事ではないのでよろしくお願いします。

「札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」に関する陳情

令和7年2月4日 受理 第一部予算特別委員会
令和7年2月28日 付託

提出者
札幌市白石区
阿部 健司

(要 旨)

札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」の制定しないことを求めます。

(理 由)

- ・共生社会推進条例が憲法に抵触する疑いのあること。
- ・共生社会推進条例は立法事実の要件を満たさないこと。
- ・共生社会推進条例の「共生社会」には矛盾があること。
- ・共生社会推進条例の目的は市民憲章の推進で足りること。
- ・共生社会推進条例が条例の範疇を逸脱していること。
- ・共生社会推進条例が行政改革に逆行すること。
- ・共生社会推進条例が社会混乱を起こす懸念があること。
- ・共生社会推進条例が「地方自治の本旨」に背くものであること。
- ・パブリックコメントに寄せられた2,000件の意見を反映していないため。
- ・札幌市民憲章に同様の理念は既に掲げられており、必要であれば札幌市民憲章に追記等を行うことで十分理念を共有することはできるため、本条例は不要。
- ・日本国憲法では、基本的人権の尊重、思想・信条・良心の自由が保障されているが、本条例は理念を強制するものであるため、憲法に違反する可能性がある。
- ・本条例は社会の混乱、分断等につながる懸念がある。
- ・既に共生できているため、本条例は不要。
- ・本条例は北海道開拓の歴史と文化を軽視しており、札幌のアイデンティティを損なうおそれがある。
- ・障がいのある方、高齢者、外国人、性的マイノリティ、アイヌ民族などの全てを一括りにした条例は不要。
- ・本条例は「人権」の名の下に政策議論を封殺したり、市民の集会を妨害したりするなど、悪用される可能性がある。
- ・条例の内容が不明確である。
- ・条例の必要性が感じられない。
- ・立法事実がないと考えられる。
- ・課題設定について、「多様な課題はそれぞれ絡み合い、複雑化・複合化しています。」

との部分は各々の本質的な課題を曖昧にってしまうものであり、状況分析そのものが根本的に的を射ていない。

- ・本条例は特定の価値観を押し付け、市民の多様性を否定するものである。
- ・多様性の尊重は日本の文化の軽視等につながる懸念がある。
- ・「多様性」を主張することで生きづらさが生まれる人もいるため、慎重に対応すべき。
- ・多様性の尊重については、差別の構造（どうして起きてしまうのか）について、丁寧に啓発していくことも重要。「共感」という相手への理解だけでなく、構造的な問題を理解することも進めてほしい。
- ・「共感に基づく心のバリアフリーの醸成」という表現は、市民には分かりにくい。
- ・「誰もが」ではなく、対象を市民や日本国民とすべき。
- ・「生きづらさを感じる方が多くいる」ことはどのように確認したのか。また、その理由が「他者の個性や能力に対する理解が十分でないことなどの社会における様々な障壁」であることはどのように確認したのか。
- ・前文中「市、市民及び事業者が一体となって、（中略）共生社会を実現し」という表現については、「市、市民及び事業者がそれぞれの立場で、でき得る範囲で、共生社会を目指し」とすべき。
- ・「理念条例」としながら、市民や事業者に役割として努力義務を課すことに反対。
- ・本条例に関するものではなく別の事業に予算を使うべき。
- ・本条例は特定の団体への利益誘導に利用される可能性があり、公平性を欠く。
- ・本条例は永続的に財政支出を続ける可能性があり、税金の無駄遣いで将来世代に負担をかけるおそれがある。
- ・包括的な条例であるため、高齢者や障がいのある方向けの予算がアイヌ民族や性的マイノリティに関する予算に振り向けられる可能性があり、公平性を欠くため反対。
- ・本条例を活用した子ども達への教育は不要。
- ・小学校からの札幌や北海道の開拓の歴史教育が重要。
- ・条例に基づく教育内容が特定の価値観や政治的理念を支持するものと解釈されると、教育の政治的中立性に抵触する可能性がある。また、共生社会の理念を優先しすぎると、地域の伝統や宗教的価値観が軽視され、教育の公平性が損なわれるおそれがある。
- ・特定の価値観を一方的に教えることは、子どもたちの視野を狭める等の危険がある。教育は多様な価値観に触れるものとし、自ら考える力を育むべきである。
- ・「差別や偏見」に関する定義がないため明確にしてほしい。
- ・市民の定義について、悪用される懸念などがあり、市民でない者等を条例上市民とすべきではない。
- ・「社会から孤立し、不安や悩みを抱える女性への支援」について、男性も同様に支援が必要な場合があるため、支援は性別に関係なく、孤立や不安を抱える全ての人々に対して行われるべき。
- ・男性と女性は性質や体力が異なり、完全な平等は不可能である。
- ・性的マイノリティへの理解促進は、子どもの性のモラルや家庭の崩壊を助長するおそれがある。
- ・性別による区別のあるスペースの運用は必ず生物学的な性別で分ける必要がある。

これは差別ではなく、区別である。

- ・性的マイノリティを扱う教育の推進に反対。
- ・性被害の増加等のおそれがあり、性的マイノリティとの共生に懸念がある。
- ・札幌市が採用している「性の在り方はグラデーション」に反対であり、条例の啓発に関する規定を設けないでほしい。

(写)

陳情第78号

共生社会推進条例に関する陳情

令和7年2月4日 受理
令和7年2月28日 付託

第一部予算特別委員会

提出者

福岡県北九州市

森 智恵美

(要 旨)

DEI 条例なんか反対します。

(理 由)

世界が廃止に動いているのに必要ありません。

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」に関する陳情

令和7年2月4日 受理 第一部予算特別委員会
令和7年2月28日 付託

提出者
札幌市手稲区
山西 智司

(要 旨)

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」を制定しないことを求めます。

(理 由)

パブリックコメントの実施結果を拝見いたしました。

意見提出者数が1,014人、その内、市外からも327人の方が意見を寄せてくれています。これは札幌市が推し進める条例に日本全国から高い関心と危機を感じ、意見が寄せられたのだと思います。そして意見数は2,068件とすごい数の意見が寄せられています。

実施結果にある主な意見を集計した結果、総数が1,629件、賛成28件、要望などが47件、そして反対が1,554件と意見の約95%が反対意見でした。その中で特に多いのが外国人の問題で、基本的施策に関する意見の国籍関係にある「外国人の受入れによる治安の悪化や、イスラム教徒による土葬問題など、様々な懸念がある。」という意見が410件、次に多いのが「外国人に対しては、日本の文化や慣習等を尊重してもらうべき。」という意見が82件、この二つの意見を合わせて492件にもなります。これはアメリカやヨーロッパでの移民の問題や埼玉県川口市でのクルド人の問題、札幌市近郊でも江別市で増え続ける外国人や余市での宗教の違いによる土葬の問題など様々な問題を鑑みて、札幌市民のみならず全国から危機を感じ反対の意見が寄せられたものだと思います。

また、個人的には札幌市が、年齢、性別、国籍、民族、障がいと同じ括りとして共生していこうとこの条例を制定しようとしています、それぞれに抱えている問題は違うはずです。例えば、国籍についてだけでも特に北海道では移民が増えています、(政府の国籍付与自体には問題があるものの) 正式な方法で国籍を取得した帰化人と外国籍の人とを、一括りでは議論はできないです。

また、差別と区別は違います。この考えでいくと外国人参政権まで視野に入ってくるのではないのでしょうか。

このパブリックコメントが「市民などから広く意見を募集することを目的として、パブリックコメントを実施」とあります。これだけ多くの意見が寄せられ、その内、明らかに反対の意見が1,500件以上、95%もある結果です。

そもそも、札幌市民憲章に同様の理念は既に掲げられており、必要であれば札幌市民

憲章に追記等を行うことで十分理念を共有することはできるため、本条例は不要です。

また、日本国憲法では、基本的人権の尊重、思想・信条・良心の自由が保障されているが、本条例は理念を強制するものであるため、憲法に違反する可能性もあります。

以上のことから、この条例を制定しないことを強く求めます。

札幌市共生社会推進条例反対に関する陳情

令和7年2月4日 受理 第一部予算特別委員会
令和7年2月28日 付託

提出者
札幌市南区
涌井 誠

(要 旨)

札幌市、誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」の制定しないことを求めます。

(理 由)

北海道民であり一札幌市民として言わせていただきますが、共生社会推進条例は社会の混乱や分断を起こす懸念があり本条例は不要です。

多様性の中に、性的指向やジェンダーアイデンティティについての記載がありますが、それらを認めた一部の国や州ではそれらを認めていない国や州よりも性被害や暴力が多発しておりとても賛成することはできません。

むしろ、世界の国や州ではそれらの条例を廃止したり撤廃する方向に向かっています。

グローバル化は進める動きは札幌市民、北海道民、日本人にとっては良くない政策だと思いますので、どうか安全安心な暮らしをしていける札幌市でいられるように願っておりますので、何卒宜しくお願い致します。

(写)

陳情第81号

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」に関する陳情（要望書）

令和7年2月4日 受理 第一部予算特別委員会
令和7年2月28日 付託

提出者
福井県福井市
荒井 翼

(要 旨)

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」の制定しないことを求めます。

(理 由)

共生社会

言語も違えば文化も違う人々と生きていく
いい人もいればその逆で危害を加えたりする人もいる。
もしそうなった時にはどう責任を取るおつもりでしょうか？
日本国の北海道の純日本人の安全が保証されることが大前提です。

決して否定している訳ではありません。

そして日本という国の文化を尊重して下さる方を厳密に精査しなければいけないと思います。

それが出来ないのであれば安易になんでも共生、共生と言わず、まず北海道に住む日本人のための政策をどんどん作っていくことが、今後の北海道のためにも良いと思います。

(写)

陳情第82号

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」に関する陳情（要望書）

令和7年2月4日 受理 第一部予算特別委員会
令和7年2月28日 付託

提出者
埼玉県大里郡寄居町
押田 めぐみ

(要 旨)

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」の制定しないことを求めます。

(理 由)

多様性の尊重は日本の文化の軽視等につながる懸念があります。

多様性は押し付けるものであってはならないはずです。

本条例は特定の団体への利益誘導に利用される可能性があります。

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」
(略称「札幌市共生社会推進条例」) 反対

令和7年2月4日 受理 第一部予算特別委員会
令和7年2月28日 付託

提出者
札幌市北区
生水 尊之

(要 旨)

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」(略称「札幌市共生社会推進条例」)は、多文化共生という左翼思想を補完しかねない悪法である。世界の潮流に逆行しており、断じて認められない。

(理 由)

インバウンドの急激な増加で札幌市民は恩恵どころか市民生活に多大な支障を来し、迷惑している。このような風潮を促進するような悪法は断じて認められない。

(写)

陳情第85号

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」
に関する陳情 (要望書)

令和7年2月4日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者
熊本県上天草市
前中 ヒトミ

(要 旨)

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」の制定しないことを求めます。

(理 由)

課題設定について、「多様な課題はそれぞれ絡み合い、複雑化・複合化しています。」との部分は各々の本質的な課題を曖昧にしまうものであり、状況分析そのものが根本的に的を射ていない。

(写)

陳情第86号

札幌市の共生社会推進条例の成立阻止

令和7年2月4日 受理
令和7年2月28日 付託

第一部予算特別委員会

提出者

静岡県島田市

高塚 知洋

(要 旨)

トランプ大統領が就任初日に廃止を命じたD E I 条例です。世界が廃止に動くものを今札幌で制定させてはなりません。

(理 由)

能力ではなく、性的嗜好やジェンダーの平等性などで仕事をやるべきではありません。

(写)

陳情第87号

【札幌市共生社会推進条例】に関する陳情

令和7年2月4日 受理 第一部予算特別委員会
令和7年2月28日 付託

提出者
大阪府大阪市
浅井 勇斗

(要 旨)

【札幌市共生社会推進条例】の成立に反対

(理 由)

わざわざこんなもの作らなくても、日本人は共生の心を持って接してきました。

何よりアメリカではトランプ大統領が就任後に即廃止されたものをなぜ今日本が成立させるのか分かりません。

わざわざ時代の逆向に突き進んでいく意味はあるのでしょうか？

日本人、北海道民を大事にして欲しいです。

(写)

陳情第88号

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」に関する陳情 (要望書)

令和7年2月4日 受理

令和7年2月28日 付託

第一部予算特別委員会

提出者

東京都目黒区

池田 聡美

(要 旨)

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」の制定しないことを求めます。

(理 由)

「誰もが」ではなく、対象を市民や日本国民とすべきです。

(写)

陳情第89号

札幌市の共生社会推進条例

令和7年2月4日 受理
令和7年2月28日 付託

第一部予算特別委員会

提出者

東京都目黒区

前口 侑輝

(要 旨)

札幌市の共生社会推進条例に反対です。

(理 由)

札幌市民憲章の5章の1と5番に同様の理念は既に掲げられており、必要であれば札幌市民憲章に追記等を行うことで十分理念を共有することはできるため、本条例は不要と考えます。さらに憲法14条において、もうすでに法の下での平等を明記されているのでこれ以上憲法より効力の弱い新たな条例で共生について強制させる必要はない。

(写)

陳情第92号

「札幌市誰もがつながり合う共生まちづくり条例」に関する陳情

令和7年2月4日 受理 第一部予算特別委員会
令和7年2月28日 付託

提出者
静岡県浜松市
横山 尚美

(要 旨)

「札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」の制定しないことを求めます。

(理 由)

生活様式、言語、道徳が違うため外国人とは共生することはできません。必ずトラブル、犯罪が増え日本人が困ります。この先の未来の子供達が安心、安静に日々の生活ができるように共生には反対です。外国人を入れると言うことはそれに伴いお金がかかります。余計な支出を増やさないように予算があるのなら税金を減らしてください。

(写)

陳情第93号

札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例に関する陳情 要望書

令和7年2月4日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者
東京都府中市
石沢 容子

(要 旨)

札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例の制定しないことをもとめます。

(理 由)

共生社会推進条例が憲法に抵触する恐れがあるからです。

(写)

陳情第94号

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」に関する陳情（要望書）

令和7年2月4日 受理 第一部予算特別委員会
令和7年2月28日 付託

提出者
東京都府中市
石沢 宗宏

(要 旨)

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」の制定しないことを求めます。

(理 由)

本条例は社会の混乱、分断等につながる懸念がある。埼玉のクルド人問題を始め、文化習慣の違う方々を受け入れる事は困難です。

また、この日本で多文化共生にあたりルールが殆どなく外国人が、その国のルールや文化で生活し日本人も外国の方もどちらも不幸にする可能性が高いです。

安易で言葉だけは聞こえの良い条例に断固反対いたします。

札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例に関する陳情

令和7年2月4日 受理 第一部予算特別委員会
令和7年2月28日 付託

提出者
埼玉県鴻巣市
木樽 武之

(要 旨)

札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例に反対いたします。

(理 由)

条例案を見ますと非常に外国籍の方々との共生を、重要視しているように見受けられます。率直に申し上げますが、それは現在の世界で起きている例を見ても不可能です。例を挙げますと欧州、米国は日本に先んじて、無数の移民・難民を受け入れた結果、社会の治安悪化、文化的軋轢に繋がりました。我が国日本においても、埼玉県西川口市などで同様の兆候が見られます。同市の市議会議員に至っては「共生は不可能」と明言しております。北海道においても以下の様な問題点が指摘されております。

江別市…土葬目的の土地確保が進められている

余市町…すでに土葬が行われている、衛生面の懸念

札幌市東区…大人数で公園を占拠、大声で集会を行う

公道をナンバー無しの車（違法状態）で走行

このまま「共生社会」を進めれば間違いなく、北海道においても大きな軋轢を生む事が予想されます。

また支援が必要な外国人に支援を行うのは、日本の行政が行うべきものではありません。私も外国に住んだ経験がありますが、自らの力で生活をし、現地の慣習に従うのが基本です。それが出来ないのであれば、日本に住むべきではありません。そして限りある日本の行政におけるマンパワー、税金などは外国籍の方々に、振り向けるべきではありません。以上の点から日本人に融和を迫るような形での、この条例案には強く反対いたします。

(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例

令和7年2月4日 受理 第一部予算特別委員会
令和7年2月28日 付託

提出者

山口県下松市

菅根 正三

(要 旨)

本来差別を無くすことは、人間個人の思想心情に関わることであり、国家、政府、地方自治体、法執行機関等の権力による法的規制により、解決できる問題ではないと考えます。

従って、差別を無くす目的で条例を作ること自体が間違っていると考えますので、今回の条例に反対します。

(理 由)

- ・共生社会推進条例が憲法に抵触する疑いのあること
- ・共生社会推進条例は立法事実の要件を満たさないこと
- ・共生社会推進条例の「共生社会」には矛盾があること
- ・共生社会推進条例の目的は市民憲章の推進で足りること
- ・共生社会推進条例が条例の範疇を逸脱していること
- ・共生社会推進条例が行政改革に逆行すること
- ・共生社会推進条例が社会混乱を起こす懸念があること
- ・共生社会推進条例が「地方自治の本旨」に背くものであること
- ・パブリックメントに寄せられた2,000件の意見を反映していないため
- ・札幌市民憲章に同様の理念は既に掲げられており、必要であれば札幌市民憲章に追記等を行うことで十分理念を共有することはできるため、本条例は不要。
- ・日本国憲法では、基本的人権の尊重、思想・信条・良心の自由が保障されているが、本条例は理念を強制するものであるため、憲法に違反する可能性がある。

札幌市の共生社会推進条例の件

令和7年2月4日 受理
令和7年2月28日 付託

第一部予算特別委員会

提出者

福岡県福岡市

古川 ふみ子

(要 旨)

札幌市が制定しようとしているDEI条例に反対いたします。

DEI条例をトランプ大統領が就任初日に廃止を命じたのは記憶に新しく、世界が廃止に動く中、日本（札幌）で制定することに国益や日本国民の生活に良い影響があるとは思えません。

(理 由)

先に募集されたパブリックコメント2,068件の意見を無視し、成立をめざしていると同じ、道外からですが、反対の本要望を送ることにいたしました。

本条例は社会の混乱、分断等につながる懸念があります。

既に共生できているため、本条例は不要と考えます。

また、条例は特定の団体への利益誘導に利用される可能性や、永続的に財政支出を続ける可能性があり、税金の無駄遣いで将来世代に負担をかけるおそれがあるため、強く反対いたします。

(写)

陳情第98号

「札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」に関する陳情

令和7年2月4日 受理 第一部予算特別委員会
令和7年2月28日 付託

提出者
新潟県新潟市
佐野 未緒子

(要 旨)

「(仮称)札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」の制定しないことを求めます。

(理 由)

共生社会推進条例が社会混乱を起こす懸念があること
パブリックメントに寄せられた2,000件の意見を反映していないため

(写)

陳情第99号

札幌市共生社会推進条例

令和7年2月4日 受理 第一部予算特別委員会
令和7年2月28日 付託

提出者
新潟県新潟市
齊藤 美幸

(要 旨)

日本国憲法では、基本的人権の尊重、思想・信条・良心の自由が保障されているが、本条例は理念を強制するものであるため、憲法に違反する可能性がある。

(理 由)

包括的な条例であるため、高齢者や障がいのある方向けの予算がアイヌ民族や性的マイノリティに関する予算に振り向けられる可能性があり、公平性を欠くため反対。

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」に関する陳述

令和7年2月5日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者
東京都武蔵野市
沖野 径士

(要 旨)

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」の制定しないことを求めます。

(理 由)

1つ目の理由は、この条例を制定することは札幌市に寄せられた1000件のパブリックコメントの意見

〔“(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例(素案)に対する意見の概要”を参照(https://www.city.sapporo.jp/kikaku/universal/jourei/documents/gaiyoyu_sokuhou.pdf)〕

を反映することになってないからです。このパブリックコメントの主な意見はこの条例の必要性を感じないといったものや、この条例に反対と言ったものです。

なのでこのパブリックコメントも無視することは地方自治体における民主主義を損なうことになりかねないからです。

2つ目の理由は、「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」では、

- ①誰もが安全で安心な生活ができる多様性に配慮した施設等の整備
- ②市民又は事業者が行う多様性に配慮した施設等の整備への支援
- ③日常生活又は社会生活上配慮を要する者の状況に応じた必要な支援

等の記載がありました。この記載を見る限り多様性に配慮した整備や支援の為に税金が使われると分かります。しかし札幌市では現在このような支援より優先すべき税金の使い道があると考えます。例えば、札幌市まちづくり政策局政策企画部政策課の

令和3年中の札幌市の人口動態

(<https://www.city.sapporo.jp/toukei/tokusyuu/documents/r3dotai.pdf>)

によると平成13年から出生数の減少が続いています。

また第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン令和4年度市民アンケート調査報告書
(https://www.city.sapporo.jp/somu/machikiso/documents/r4_machikiso10_honsyo.pdf)

の課題になっていることから分かるように札幌市民が保育サービスや児童が放課後に安心して過ごせる場所などについて不満を持っていることが分かります。

なので札幌市は子育てや子育て世帯への支援や子育てしやすい環境の整備に税金を使うべきだと考えます。

以上の理由から「(仮称)札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」を制定しないことを求めます。

(写)

陳情第101号

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」に関する陳情（要望書）

令和7年2月5日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者
札幌市北区
井川 いづみ

(要 旨)

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」の制定しないことを求めます。

(理 由)

障害者や高齢者、外国人、性的マイノリティ、アイヌ民族などをすべてひとくくりにした条例は問題があるし必要性を感じない。

逆に争いのもとになります。問題が起きてからでは遅いと思います。なので、再度検討し直していただきたい。

差別ではなく区別してほしい。

パブリックコメントにはたくさんの反対意見があります。

その声を反映してほしい。

市民や日本国民が安心して暮らせるようにするために陳情します。

共生社会推進条例成立阻止を求める陳情

令和7年2月5日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者
埼玉県所沢市
酒井 あかり

(要 旨)

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」の制定しないことを求めます。

(理 由)

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」の制定しないことを求めます。

札幌市民憲章に同様の理念は既に掲げられており、必要であれば札幌市民憲章に追記等を行うことで十分理念を共有することはできるため、本条例は不要と考えます。また、パブリックメントに寄せられた2,000件の意見を反映していないため、市民の意見を反映していない条例は作るべきでないと考えます。特に、「誰もが」ではなく、対象を市民や日本国民とすべきです。

今のままの条例だと、特定の団体への利益誘導に利用される可能性があり、公平性を欠く可能性が高く、本条例は永続的に財政支出を続ける可能性があり、税金の無駄遣いで将来世代に負担をかけるおそれがあります。また、条例に基づく教育内容が特定の価値観や政治的理念を支持するものと解釈されると、教育の政治的中立性に抵触する可能性があります。また、共生社会の理念を優先しすぎると、地域の伝統や宗教的価値観が軽視され、教育の公平性が損なわれるおそれがあるため反対です。

「札幌市共生社会推進条例」に関する陳情

令和7年2月5日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者
札幌市豊平区
宮内 優里

(要 旨)

「札幌市共生社会推進条例」に反対します。

(理 由)

近年、外国人やマイノリティへの配慮をしすぎて、むしろ優遇になってきており、どんどん住みづらい街、国になってきています。

ここは日本です。「郷に入っては郷に従え」というように、日本のルールを守ってくれる人でなければ共生などできません。

なぜ、他所の人たちを優遇して我々日本人が犠牲にならないといけないのか！

このような条例が通れば逆に対立を深めます。

絶対にこのような条例は通してはいけないと思います。

何卒、宜しく願いいたします。

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」に関する陳情

令和7年2月5日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者

東京都練馬区

小出 美紗希

(要 旨)

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」の制定しないことを求めます。

(理 由)

- ・ 共生社会推進条例が行政改革に逆行すること
- ・ 共生社会推進条例が「地方自治の本旨」に背くものであること
- ・ パブリックコメントに寄せられた2,000件の意見を反映していないため
- ・ 日本国憲法では、基本的人権の尊重、思想・信条・良心の自由が保障されているが、本条例は理念を強制するものであるため、憲法に違反する可能性がある。
- ・ 本条例は社会の混乱、分断等につながる懸念がある。
- ・ 多様性の尊重は日本の文化の軽視等につながる懸念がある。
- ・ 市民の定義について、悪用される懸念などがあり、市民でない者等を条例上市民とすべきではない。
- ・ 男性と女性は性質や体力が異なり、完全な平等は不可能である。
- ・ 性別による区別のあるスペースの運用は必ず生物学的な性別で分ける必要がある。これは差別ではなく、区別である。
- ・ 性被害の増加等のおそれがあり、性的マイノリティとの共生に懸念がある。
- ・ 札幌市が採用している「性の在り方はグラデーション」に反対であり、条例の啓発に関する規定を設けないでほしい。

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」に関する陳情（要望書）

令和7年2月5日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者
札幌市厚別区
枡内 健志

(要 旨)

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」の制定しないことを求めます。

(理 由)

- ①パブリックメントに寄せられた1,000人以上、2,000件の圧倒的多数である「反対・疑問・見直しの意見」を反映していないため
- ②札幌市民憲章に同様の理念は既に掲げられており、必要であれば札幌市民憲章に追記等を行うことで十分理念を共有することはできるため、本条例は不要。
- ③日本国憲法では、基本的人権の尊重、思想・信条・良心の自由が保障されているが、本条例は理念を強制するものであるため、憲法に違反する可能性がある。
- ④本条例は北海道開拓の歴史と文化を軽視しており、札幌のアイデンティティを損なうおそれがある。
- ⑤本条例は「人権」の名の下に政策議論を封殺したり、市民の集会を妨害したりするなど、悪用される可能性がある。
- ⑥本条例は特定の価値観を押し付け、市民の多様性を否定するものである。
- ⑦「多様性」を主張することで生きづらさが生まれる人もいるため、慎重に対応すべき。
- ⑧「理念条例」としながら、市民や事業者に役割として努力義務を課すことは特定の思想信条の強制に当たるので反対。
- ⑨包括的な条例であるため、高齢者や障がいのある方向けの予算が外国人やアイヌや性的マイノリティに関する予算に振り向けられる可能性があり、公平性を欠くため反対。
- ⑩小学校からの札幌や北海道の開拓の歴史教育にもっと予算を割り振る事が重要だから。これを重要と受け止め予算を増やさない行為は札幌市自ら多様性を否定している事になる。

- ⑪特定の価値観を一方的に教えることは、子どもたちの視野を狭める等の危険がある。教育は多様な価値観に触れるものとし、自ら考える力を育むべきである。
- ⑫公開された議論の場を設け市民の間で積極的かつ討論を重ねないまま、たった14人の特定団体の代表のような委員の間で密室的に5回意見交換を行っただけで制定しようとするプロセスに問題があるから。
- ⑬条例はいわゆる「DEIイデオロギー」に基づくものであり、制定によりDEIイデオロギーを市民に強いることは、憲法19条に違反することになるから。
- ⑭この条例を推進する事はすなわち、札幌市の職員が特定のカテゴリの人々に奉仕すること、全体ではなく一部の奉仕者になり、憲法15条に違反するから。

「札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」に関する陳情（要望書）

令和7年2月5日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者
札幌市南区
戸羽 博樹

(要 旨)

「札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」を制定しないことを求めます。

(理 由)

本条例は特定の価値観を押し付け、市民の多様性を否定するものである。

耳障りのいい表現を用いても騙されませんよ。

DEI大大反対。バイデン政権での悪夢の4年間を見ていなかったのでしょうか？グローバリストの左翼リベラルによる無責任な軽薄で安直なDEI発想の条例は危険。後で後悔します。共生という名の一方的で極端な価値観の押し付けは共産主義の始まり。社会的な分断を生みますよ。特定の属性の人たちへの優遇は多くの札幌市民への不当な差別行為です。致命的な間違い。外国人やトランスジェンダーにへつらって、彼らにやりたい放題させて、文化も環境も破壊し、犯罪行為を見逃すつもりなのは明白。市民の安全を脅かし、我々の声を無視し、見捨てるつもりでしょうか？見えるのは札幌を汚し、破壊する未来です。それは子供たちの未来も潰します。絶対に止めましょう。

札幌市共生社会推進条例の廃止要請

令和7年2月5日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者

札幌市中央区

佐藤 柳湖

(要 旨)

札幌市共生社会推進条例(札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例)の上程、成立に反対します。

(理 由)

札幌市共生社会推進条例(札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例)について。
アメリカを始め世界がDEIの間違いに気づき立ち返ろうとしている状況で、札幌市が率先して共生社会推進条例を制定し推し進めることに強く反対致します。

特に外国人との共生について非常に危険であると考えます。

この数年で札幌市の外国人の増加に伴い多くの札幌市民は危機感と不安を持っております。文化、モラル、宗教、価値観の違い等、我々日本人に全く相容れない民族と共生するのは不可能です。また今後その条例を根拠として少数民族の権利主張の訴訟に当該条例が利用され札幌市民の権利が脅かされる可能性も多分にあります。現状でさえ市民の多くが外国人に対して不安や危機感を持ち、不快、迷惑や受けている状況でこのような条例が上程されることに強く反対します。

(私個人の外国人による複数の被害及び権利侵害を記載したいところですが記載致しません)

(写)

陳情第108号

「札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」に関する要望書

令和7年2月5日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者
札幌市西区
柏原 佑輔

(要 旨)

「札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」の制定に反対します。

(理 由)

本条例は北海道開拓の歴史と文化を軽視しており、札幌のアイデンティティを損なうおそれがあります。

我々は侵略者ですか？

アイヌの人たちを差別したことはありません。

おかしい条例を作ることにより分断が生まれます。

やめてください。

札幌市の共生社会推進条例成立阻止を求め

令和7年2月5日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者
東京都目黒区
滝川 真里子

(要 旨)

札幌市の「(仮称)札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」(略称「札幌市共生社会推進条例」)の2月13日議会への上程が確定的です。

この条例は、トランプ大統領が就任初日に廃止を命じたD E I 条例です。世界が廃止に動くものを今札幌で制定させてはなりません。

(理 由)

札幌市の「(仮称)札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」(略称「札幌市共生社会推進条例」)の2月13日議会への上程が確定的です。

この条例は、トランプ大統領が就任初日に廃止を命じたD E I 条例です。世界が廃止に動くものを今札幌で制定させてはなりません。

(写)

陳情第110号

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」について

令和7年2月5日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者
大阪府堺市
伴 裕一

(要 旨)

本条例を廃止して下さい。

(理 由)

トランプ大統領が就任初日に廃止を命じたDEI条例です。世界が廃止に動くものを今札幌で制定させないでください。

同じ日本に住む日本人として中国を筆頭に諸外国への配慮とも取れる本条例は決して容認できません。

もっと日本人の為に働いて下さい。

もっと日本人が働く場を作して下さい。

日本政府を代表に安直過ぎる愚策を是とするような幼稚な条例はやめて下さい。

ご自分の子供たちへも影響すると認識して下さい。

(写)

陳情第111号

札幌市共生社会推進条例についての意見

令和7年2月5日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者
埼玉県所沢市
池本 伸治

(要 旨)

本条例の成立に反対します。

(理 由)

日本国憲法では、基本的人権の尊重、思想・信条・良心の自由が保障されていますが、本条例は理念を強制するものであるため、憲法に違反する可能性があります。

よって、本条例には反対です。

(写)

陳情第112号

「札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」に関する陳情

令和7年2月5日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者
京都府福知山市
藤原 美幸

(要 旨)

「札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」を制定しないことを求めます。

(理 由)

共生社会推進条例は立法事実の要件を満たさないこと。

(写)

陳情第113号

札幌市の共生社会推進条例

令和7年2月5日 受理

令和7年2月28日 付託

第一部予算特別委員会

提出者

福岡県宗像市

安部 里子

(要 旨)

共生社会推進条例に反対します。

(理 由)

共生社会とは、思いやりのある気持ちで他者と接し、相互理解のある社会と認識している。

わざわざ条例を作ること、分断が生まれ、共生社会ではなくなるのではないのか。

市民の分断に繋がる「共生社会推進条例」には強く反対いたします。

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」に関する陳情（要望書）

令和7年2月5日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者
東京都稲城市
小澤 珠里

(要 旨)

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」を制定しないことを求めます。

(理 由)

本条例は北海道開拓の歴史と文化を軽視しており、札幌のアイデンティティを損なうおそれがある。

障がいのある方、高齢者、外国人、性的マイノリティ、アイヌ民族などの全てを一括りにした条例は不要。

共生や多様性は差別をなくそうという働きから生まれたが、実際はそういった働き自体が差別となっている。新たな差別が生まれている。

アメリカはDEIで失敗しています。

トランプ大統領はDEIをなくす方針です。

いろんな人を集めて無理やりはめ込んだ、ガタガタのパズルのような共生は真の共生と言えるでしょうか？

必ず大きな問題が発生します。

新しいことに目を向けるのではなく、札幌市の良き文化を継承していく案を考えてください。

共生社会推進条例に関する陳情

令和7年2月5日 受理

令和7年2月28日 付託

第一部予算特別委員会

提出者

神奈川県鎌倉市

大澤 亜矢子

(要 旨)

この条例は、トランプ大統領が就任初日に廃止を命じたD E I 条例です。世界が廃止に動くものを今札幌で制定させてはなりません。

(理 由)

ドイツ、イギリス、カナダなど他国と共生を掲げた国々が、結局は乗っ取られ、侵略され、そして今最新はナショナリズムの動きに世界中が動き出した！というこのタイミングで、なぜ札幌は周回遅れでこの案をとおすのですか？？世界からみて恥ずかしい事この上ないです！！

(写)

陳情第116号

札幌市の共生社会推進条例反対

令和7年2月5日 受理

令和7年2月28日 付託

第一部予算特別委員会

提出者

愛知県豊田市

光持 舞郁

(要 旨)

札幌市の共生社会推進条例に反対します。

(理 由)

この条例は、トランプ大統領が就任初日に廃止を命じたD E I 条例です。世界が廃止に動くものを今札幌で制定させてはなりません。

札幌市共生社会推進条例に関する陳情

令和7年2月5日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者

長野県松本市

木船 智子

(要 旨)

札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」を制定しないことを求めます。

札幌市民憲章に同様の理念は既に掲げられており、必要であれば札幌市民憲章に追記等
をすることで十分理念を共有することはできるため、本条例は不要。

(理 由)

既に共生できているため、本条例は不要。

- ・本条例は北海道開拓の歴史と文化を軽視しており、札幌のアイデンティティを損なうおそれがある。
- ・障がいのある方、高齢者、外国人、性的マイノリティ、アイヌ民族などの全てを一括りにした条例は不要。
- ・本条例は「人権」の名の下に政策議論を封殺したり、市民の集会を妨害したりするなど、悪用される可能性がある。
- ・条例の内容が不明確である。
- ・条例の必要性が感じられない。
- ・立法事実がないと考えられる。

(写)

陳情第119号

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」反対に関する陳情

令和7年2月5日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者

兵庫県神戸市

長田 宏明

(要 旨)

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」を制定しないことを求めます。

(理 由)

条例に基づく教育内容が特定の価値観や政治的理念を支持するものと解釈されると、教育の政治的中立性に抵触する可能性がある。また、共生社会の理念を優先しすぎると、地域の伝統や宗教的価値観が軽視され、教育の公平性が損なわれるおそれがある。

(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例に関する陳情

令和7年2月5日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者

埼玉県草加市

高坂 智美

(要 旨)

(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例を制定しないことを求めます。

(理 由)

外国人に公平性を与えるようなことになると、大変不満です。「誰もが」と記すのではなく、まずは日本人のみで公平、共生できる社会を目指すべきだと思います。また性的マイノリティへの理解推進などは、時代の流れにより既に容認されているので、条例などで定めるべきではないと思います。子どもたちの性別に対する考え方が、幼い頃から混乱することのないよう注意していただきたい。性別はまずは男と女であるべきです。

(写)

陳情第121号

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」に関する陳情 (要望書)

令和7年2月5日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者

山梨県北杜市

佐藤 千夏

(要 旨)

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」を制定しないことを求めます。

(理 由)

共生社会推進条例は行政改革に逆行しており、今後、社会混乱を起こす懸念があります。

日本国憲法では、基本的人権の尊重、思想・信条・良心の自由が保障されているが、本条例は理念を強制するものであるため、憲法に違反する可能性があると考えます。

(写)

陳情第122号

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」に関する陳情（要望書）

令和7年2月5日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者
山梨県北杜市
佐藤 良一

(要 旨)

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」を制定しないことを求めます。

(理 由)

本条例は「人権」の名の下に政策議論を封殺したり、市民の集会を妨害したりするなど、悪用される可能性があります。共生社会推進条例は憲法に抵触する疑いがあると考えます。

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」に関する陳情（要望書）

令和7年2月5日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者
札幌市中央区
古川 善照

(要 旨)

「(仮称)札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」を制定しないでください。

(理 由)

札幌市は当該条例の制定にあたり、「高齢者人口の増加」、「障害のある方の理解」、

「地域意識の希薄化」、「子どもの権利の理解」、「支援を要する外国人市民の増加」、「男女の地位の平等感の偏り」、「アイヌ民族への理解」の課題がそれぞれ絡み合い、複雑化・多様化していると状況分析しております。それは各々課題の本質を曖昧にして的をずらしております。すでに欧米においては、社会問題となり、その国民を苦しめている外国人移民政策の促進、社会的混乱を引き起こすために考案されたLGBTQの促進を札幌市が行うため作為的に課題として入れ込んでいると思われます。

既に高齢者・障がい者・子ども子育ての福祉施策は連携されており、また、アイヌ民族施策も過去からの実績もあり確立されて稼働しています。

したがって、当該条例は内容が不明確でかつ必要性が全くないものと考えられます。

また、当該条例案のパブリックコメントに寄せられた2000件の意見では90パーセント以上が、当該条例の制定について不要との回答結果でした。しかし、市当局の意思には反映されておりません。

以上、パブリックコメントにおける当該条例制定が必要ないとの90パーセント以上の回答結果につきまして、貴議会にて無視せず議論されますようお願いいたします。

そして、当該条例を制定しないよう要望します。

札幌市の「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」

令和7年2月5日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者
札幌市東区
内田 法子

(要 旨)

札幌市の「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」を制定しないことを求める。

(理 由)

既に共生できているため、本条例は不要。

札幌市民憲章に同様の理念は既に掲げられており、必要であれば札幌市民憲章に追記等を行うことで十分理念を共有することはできるため、本条例は不要。

共生社会推進条例反対に関する陳情

令和7年2月5日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者
札幌市北区
仙座 融

(要 旨)

私達の生活は外国人により脅かされ続けています。リゾートや山林、田畑、神社仏閣までも買い漁ろうとしている現実。

現実を見た時にありえない方向性です。

人間的に仲良く出来る人もいますが彼らにとって日本はよその国であり愛国心などあるはずはなく、やりたい放題です。先祖が命賭けで守ってきた北の大地をお願いですから守り次の世代に残せる様な方針にして下さい。

(理 由)

今や世界が動き出してる方向性と、全く逆向しています。仲良くするなと言っているのではなく、門戸を広げることで招かれざる輩が間違いなく入り込んできます。利権につけ込んで魂を売る政治家や資産家も増える一方です。

札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例に関する陳情

令和7年2月5日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者
茨城県稲敷郡美浦村
吉田 一義

(要 旨)

この条例の制定に反対します。

(理 由)

今回の条例には対象者に外国人とLGBTとアイヌの人々が含まれています。外国人との共生には文化や宗教の違いから世界各地でトラブルが起きており、埼玉県川口市でも同様の問題が起きています。また、LGBT推進はアメリカヨーロッパでは既に見直しの段階になっているので、慎重になるべきです。また、アイヌ問題は高齢者や障がい者の方の問題とは全く別物なのに、一緒にするのは、より問題を複雑化します。以上のことからもう一度、各対象者ごとの対策を世界の例を良く勘案して、さらに日本人独特の文化を大切に考えて練り直すべきです。

(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例への陳情

令和7年2月5日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者
北海道伊達市
穴戸 遙涼

(要 旨)

件名に記載の条例の制定を中止してください。

(理 由)

札幌市は日本国の都市です。

近年、札幌の外国人は増加傾向にありますが、彼らにこれ以上の権利を認めることは、日本人の生活の安全、権利が侵害される恐れがあり、また、日本固有の歴史観、文化が破壊される危険があるからです。

次世代に引き継ぐのは、外国人の権利が日本人と同レベルに保障された街ではなく、日本人の権利がしっかりと守られ、先人が築き上げてきた素晴らしい歴史・文化が守られた街であるべきです。

もう少し、次世代の事を真剣に考えて条例を制定するようにしてください。

共生社会推進条例案に関する意見

令和7年2月5日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者
新潟県新潟市
木村 純

(要 旨)

【結論】上記の条例案に反対する。

(理 由)

- (1) 条例の目的と手段を位置づける「立法事実」が不十分である。
- (2) 高齢者、障がい者、少子化、LGBTQ,などの課題を「共生社会」で解決とする
が、具体的な根拠や必然性が示されていない。
- (3) 多様な課題を単一の理念で解決することは現実的ではない。

以上、条例の前提となる「立法事実」が不明確で、解決方法も曖昧であるために、この
条例案には反対する。

(写)

陳情第129号

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」に関する陳情（要望書）

令和7年2月5日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者
神奈川県平塚市
由井 いづみ

(要 旨)

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」の制定しないことを求めます。

(理 由)

- ・日本国憲法では、基本的人権の尊重、思想・信条・良心の自由が保障されているが、本条例は理念を強制するものであるため、憲法に違反する可能性がある。

(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例陳情

令和7年2月5日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者

神奈川県横浜市

子供たちの未来を繋ぐ

お母さん連合会

伊藤 陽子

(要 旨)

(仮称)札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例の制定に反対の意見を述べさせていただきます。抜本的な内容の見直しを陳情致します。本条例案が施行されることにより、全国に波及する懸念があると考えています。

(理 由)

●生活の困難化

条例が施行されることにより、日本人(市民)が生きにくくなることが予想されます。特に、従来の生活習慣や文化に深く根ざした慣行が制約されることで、多くの市民が条例を意識し過ぎ、過剰な配慮、不必要な気遣いによりかえって不便やストレスを感じる可能性がでてきます。日本は古来より多様性が尊重されている社会であります。多様性に関しては、歌舞伎や宝塚などの文化的観点からも何え芸能界でも多数の多様な人材が活躍しています。相撲に関しても海外からのお相撲さんも差別されることなく、人気を誇っており、元々差別文化の根強い海外とは違い、柔軟に違いを受け入れる人格と社会的風潮を持ち合わせているのが我が国、日本です。従って、改めて違いを強調するのではなく先にも述べた様に自然な形での多様な社会実現を求めます。

●我慢と差別の助長

この条例が施行されることで、多くの日本人(市民)が自らの意思や権利を我慢しなければならない状況に追い込まれる可能性があります。なぜなら差別の定義もなされていない状況下において何をもって差別とするのか不明確だからです。違いや個性とは尊重し合うもので条例によって行うものではありません。

これら条例を敷く事で、基本的人権の尊重を阻害し、新たな差別や不平等が生じるリスクも存在します。条例が特定の集団(法人や団体)や個人に対して過度な負担や制約を課すことは、公正な社会の実現とは逆行するものであると思われます。

●混在する多様性と北海道の文化

本条例は北海道開拓の歴史と文化を軽視しており、札幌のアイデンティティを損なうおそれがあるのではないかと危惧しています。また、障がいのある方、高齢者、外国人、性的マイノリティ、アイヌ民族などの全てを一括りにできるものではなく、それぞれが必要なサポートが異なる上に、より良い共生社会とは、多言語にするのではなく、基本的には日本の文化を知ってもらう取り組みや日本語をしっかりと学べる環境を提供する事こそ、彼らにとっては重要であり、過剰な多言語化は、かえって彼らから学びの機会を取り去ってしまっていると考えます。

●ユニバーサルデザイントイレ等の安全面について

ジェンダー平等の観点により男女が同じ入り口で中で個室にアクセスするトイレが散見され始めていますが、昨年東京都にある歌舞伎町タワーがこの設計を導入した所、利用者からの批判や性的なビジネスの温床となり、即座に改修され男女が別々の入り口になりました。トイレが男女別になった経緯は、今から約 70 年前(1954年)文京区の小学校のトイレで起きた女児の痛ましい事件があってからです。また海外のトイレについては、ゾーニングを行い、ゾーンディフェンスに特化した形でのデザインが採用されています。ユニバーサルデザインの中ではこうした安全面に欠けるデザインがあります。ユニバーサルデザインによるジェンダーレストイレより多様な社会に合わせた多目的トイレの拡充が誰にとっても安心安全なより良い共生社会に繋がると考えます。

以上の点を踏まえ、(仮称)札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例の制定には強く反対いたします。私はこの条例が日本全国に悪影響を及ぼし、多くの日本人(市民)が生きにくくなる結果を招くことを深く憂慮しています。条例の見直しを強く求めます。

(写)

陳情第131号

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」に関する陳情

令和7年2月5日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者

札幌市中央区

日本会議北海道本部

常任理事 丸谷 竹次郎

(要 旨)

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」を制定しないことを求めます。

(理 由)

条例の制定により、治安の悪化や大きな社会混乱を引き起こすことが懸念されます。その根拠を別紙に列記します。

(別紙)

基本方針(2) みんなが安心して暮らせる街【生活支援】について

◆社会混乱を引き起こす、多文化共生社会

方針にある「みんな」とは、札幌市民以外の「言葉」「文化」「生活様式」「宗教」が異なる外国人も含まれていると思います。それらの外国人が、「自分たちも日本人とおなじ待遇を与えられるべきだ」と主張しだすとどうなるのでしょうか。例えば自分たちの宗教をはじめ、生活様式等も配慮してほしいと主張し周囲に溶け込まず、自分たちの生き方をつづけるとしたら。日本では「郷に入れば郷に従え」という言葉がありますが、そういった考え方をしない外国人と日本人のあいだに軋轢が生まれることは必至です。札幌市の中に「閉鎖的異文化集団」が複数生まれることになります。例えば「中央区中国人地区」「東区ベトナム人地区」といったような。これは社会の分断につながります。また埼玉県川口市で起きた「クルド人事件」(クルド人同士の争いで県警機動隊が出動)のような犯罪や治安悪化が予想されます。

最近のニュース報道では、札幌市内の公園の階段部分で複数の外国人がスキーをしている映像が放映されました。テレビ局の方が話を聞きにいくと外国人は無言で車で立ち去りました。もし子供がその公園で遊んでいたら大きな事故になるかもしれません。基本方針にある「安心して暮らせる街」は果たして実現可能なのでしょうか。

◆上限なく増えつづける外国人市民の懸念

「特定技能」(特定分野の知識・技能を持つ外国人を受け入れる在留資格)について、岸田政権は昨年6月に「特定技能2号」に対象拡大を閣議決定しました。その内容は、在留期間は上限なしで、家族帯同が認められました。それにより、来日後子供が生まれ長期居住の外国人市民数の増加が予想されます。基本方針ではそれを見込んでいます。また永住外国人が高齢化した場合、その医療費や助成などもそれに伴い増大することが予想されます。札幌市の厳しい財政事情で、そのつけは誰が負担するのでしょうか。

◆教育現場の混乱

首都圏のある地域の公立小学校では、新入学生のうち、クラスの約半分の母親が外国人です。母親が日本語を話せないため、その子たちは授業に付いていけません。そのため先生が自発的に日本語の補習事業などの対応をしています。またある学校では、生徒への緊急連絡事項をメールで発信する場合、数か国語を翻訳して作業を行っています。教師のなり手が少なく、ただでさえ忙しい教師の負担がさらに増えることになります。

上記の点を熟慮し、この条例が本当に必要なのか。条例の撤廃もしくは慎重に協議検討して下さることを切にお願い致します。

以上

(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例案の理解促進に関する陳情

令和7年2月5日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者

札幌市中央区

日本らしい多様性を考える会

代表 道 あさひ

(要 旨)

(仮称)「札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」を通して、全ての人々が互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会(共生社会)を札幌市が実現することを目指していただきたい。

(理 由)

近年、共生社会に向けた取り組みは、道半ばであり、中には「差別」や「偏見」という用語を用いた、社会的評価を低下させる事案が、国内外で発生しております。その状況を踏まえ、条例案の定義にある「差別や偏見がなく」という文言が、意図せず新たな不安や問題を生じさせない事が重要です。

しかし、残念ながら下記のような事案が発生していることも事実です。

事案事例

- ①東京都港区の男女共同センターは、東京強姦救済センターがトランス女性に対して差別的であるという理由で補助金を打ち切った。
- ②2022年、愛媛県のとある企業で、性同一性障害(心の性は女性、肉体は男性)で性転換手術はしていない方(トランスジェンダー女性)がカミングアウトをした。女子更衣室と女子トイレの使用を希望したので、職場が他の女子社員に聞き取りしたところ、スペースの共用への抵抗が強かったため、専用のトイレを用意したが、本人はそれを「性差別」だと主張し、職場の指示を無視して女子トイレを使用した。それにより、他の女子社員がメンタルヘルスの障害を起こしてしまった。
- ③令和7年1月22日判決言渡 令和6年(ネ)第3901号損害賠償等反訴請求控訴事件は、女

性スペースを守る会(控訴人)に対し、SNSのXにて「悪質トランス差別団体」という文言が入った投稿を被控訴人がしたことがきっかけとなった事件である。判決は控訴人勝訴となった。

以下に、判決文の一部を引用する。

「この性自認の問題は、多様性を尊重する共生社会の実現に向けて、社会全体で幅広く議論され、共通の理解を形成すべきものである。このような観点からは、控訴人の活動は、その賛否も含め、様々な立場から多角的に議論されるべきものである。(中略)本件投稿において、控訴人の活動に反対する具体的な理由を一切明らかにすることなく、「悪質」や「差別団体」という、相手方の社会的評価に対して極めて否定的かつ断定的な価値判断を示す表現を用いて控訴人を批評しているのであるから、これにより、本件投稿の一般の読者にとっては、控訴人の悪性が強く印象付けられることになるというべきである。

以上によれば、本件投稿は、意見ないし論評として、控訴人の社会的評価を低下させるものと認めるのが相当である。」

など

こうした事案を踏まえ、札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり委員会だけでなく、幅広い意見を大切にし、全ての人々が互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会(共生社会)を札幌市が実現するためにも、本条例の様々な不安要素を解消するための条文を明文化するか、又は他の措置をしていくことを求めます。

札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例

令和7年2月5日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者
新潟県柏崎市
大矢 寿乃

(要 旨)

札幌市共生社会推進条例について

(理 由)

「共生社会推進条例」の問題点と思うことは以下のとおりです。

(1) 「共生社会」の矛盾

- ・高齢者や障がい者（Aグループ）とLGBTQや外国人（Bグループ）の「生きづらさ」の原因が異なるにも関わらず、同じカテゴリーで扱うのは不適切。
- ・Aグループの課題は心身に由来し、Bグループの課題は社会に由来する。同一視することで個別性が失われ、施策の偏りや軋轢が生じる可能性がある。

(2) 条例の範疇を逸脱

- ・一般倫理を条例化することは地方自治法の「属地主義の原則」に反する。
- ・法的拘束力のない「宣言」などの形式を検討すべき。

(3) 市民の定義があいまい

- ・「市民」の定義が曖昧なため、外国人旅行者まで含む可能性がある。

(4) 憲法に抵触の疑い

- ・「共生社会」が欧米のD E I（多様性・公平性・包摂性）イデオロギーに基づくものであり、思想・良心の自由（憲法19条）や公務員の全体奉仕義務（憲法15条）に抵触するおそれがある。

(5) 社会混乱の懸念

- ・「障がい者モデル」をBグループ（LGBTQ、外国人）まで拡張することで、市民の意識変容（思想統制）が強調され、行政リソースの偏りや特定思想の普及が懸念される。

札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例の熟議を求める件

令和7年2月5日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者
札幌市豊平区
佐々木 博一

(要 旨)

「札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」の拙速な審議、採決を控え、十分な検証、審議、調査を求める。

(理 由)

1. 共生社会の実現を否定するものではないが、世界および日本国内の情勢を鑑みて、拙速な結論を出すべきではない。
2. アメリカのトランプ大統領は、ジェンダーの問題について「性別は男女しか存在しない」と明言し、米国内の企業が追従する動きを見せている。今後日本政府の対応に注視する必要がある。
3. 欧州では多様性、共生社会実現の過剰な推進の結果、治安の悪化、極右勢力の台頭など政治の不安定化がみられる。
4. 日本国内の一部の地域では在日外国人への過剰な配慮が社会の分断を促進する傾向がみられ、共生社会の実現と真逆の状況が発生している。
5. 市議会としてはすくなくとも今定例会での拙速な結論を避け、十分な検証、調査、審議を行うべきものとする。
6. 以上の理由をもって、札幌市議会においては熟議を求めます。

以上陳情します。

共生社会推進条例

令和7年2月5日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者

神奈川県大和市

清田 健慎

(要 旨)

共生社会推進条例成立はいち早く撤廃すべきである。

(理 由)

近年、外国人が日本に不法入国し、定住している。しかし外国人の犯罪率は日本人よりも高いとされており、現に埼玉県川口市などでは治安の悪化が顕著である。そして反抗力の弱い女性や女学生等が性的犯罪に巻き込まれる例が多くある。そうした中、仮に労働力不足で外国人の働き手が必要だとしても、現住民を危険に晒し得る政策をとることは、短絡的すぎる。労働力不足だとしたら、外国人の入国定住は必要最低限に留めるべきであり、少子化対策に取り組むのが最善の策である。

札幌市の共生社会推進条例の成立阻止を目指す陳情・要望

令和7年2月5日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者
東京都小平市
西海 佳子

(要 旨)

トランプ大統領が就任初日に廃止を命じたD E I 条例です。世界が廃止に動くものを今札幌で制定させてはなりません。

この条例は成立させてはなりません。

(理 由)

トランプ大統領が就任初日に廃止を命じたD E I 条例です。世界が廃止に動くものを今札幌で制定させてはなりません。

共生とは名ばかりで、小さな女子が危険を被る可能性が高いです。

もう少し議論の余地があるのではないのでしょうか？

安心して暮らせる札幌市であってほしいですし、少子化と言われる昨今、子供が傷つくことなく成長して行くには何が必要なのか、よく考えて頂きたい。

パブリックコメントも無視されているようですね。

この条例は成立させてはなりません。

(写)

陳情第137号

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」に関する陳情（要望書）

令和7年2月5日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者
札幌市西区
綿谷 千春

(要 旨)

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」を制定しないことを求めます。

(理 由)

条例の内容が不明確で、何を制定したいのかわかりません。一見とても優しいような印象を受けますが、条例にするようなことでしょうか？

これを条例にすることで逆に生きにくさを感じる人がいたり、それを盾に分断される恐れもあります。

どのようにでも取れる解釈を生むようなことは縛るのではなく、それぞれが思い、考え、行動すべきことで、ルールでは決められるものではありません。

どうか、人が人としていられるように、このようなことをルールにするのはやめてください。

未来ある子どもたちが生きやすい札幌にしてほしいと思います。

わたしも市民の一人として、大人として微力ながら、これからの子どもたちのために少しでも希望が持てるような未来になるように、今できることとして、この陳情書を書いています。今が未来につながると信じて。

どうかよろしくお願いします。

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」の制定に反対

令和7年2月5日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者
北海道千歳市
葛西 康光

(要 旨)

共生社会の教育を子どものうちから、徹底的に教え込むと計画しているからやめるべきである。何故ならば、共生社会という耳障りの良い洗脳教育を小学校の社会科で行おうとしている。私たちが長年にわたり育んできた、日本の伝統文化を地域住民の子供達から洗脳教育を行い、日本を内側から破壊しようとしている、極めて恐ろしいことが行われようとしている。

従って、可及的速やかに本条例を白紙に戻すべきである。

(理 由)

ここで謳われている内容の前提としては、高齢者、障害者、LGBTQ+、外国人、アイヌ民族といった人たちを生きづらさを抱えた同じ人たちとして捉えている。

近年、高齢化社会の中で障害者は増えている。また同時に障害者ではないが、加齢により体が動かしにくい高齢者も徐々に増えている。しかしながら、ここで謳われている、LGBTQ+、外国人、アイヌ民族は、そもそも前提条件として合致していない。

これらを同じカテゴリーで括り、それを子どもたちへの刷り込み教育を行うことは、全く別のものである。高齢者や障害者については、いずれ誰もが歳を重ねることで避けようがない事実である。しかしながら、特にLGBTQ+は、それとは全くもって異質なものである。また外国人に於いては、自分達が望んでわが国にきている方々である。従って、その国の法律はもとより、ルール、習慣、慣習といったわが国特有のことを理解した上で生活するのは、どこの国でも同じである。

先にも挙げたが、これらを同一の元して捉えて、小学校や中学校で教えることは、非常に危険な行為である。逆にマイノリティが優遇されるような社会になり、これらをサポートしようとする人々にとって不公平感が醸成され、かえって地域社会の分断を作り上げてしまう。このような条例は、特に諸外国ですでに地域住民に軋轢や子供達の心身に悪影響を与えて、地域の崩壊すなわち治安の悪化を招くことになる。

従って、このような条例は、決して作ってはならないものである。

札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例の制定に反対します。

令和7年2月5日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者
福岡県福岡市
原田 絵里

(要 旨)

札幌市誰もがつながり合うまちづくり条例の制定に反対します。

(理 由)

そもそも、高齢者、障害者、LGBTQ、在留外国人、アイヌ民族などなど、それぞれの背景を無視して全てを一緒くたに共生などと言うのは、あまりに乱暴なことだと感じます。また、マイノリティな方々への配慮ばかりをするあまりに、結果的に大多数が生きづらい社会へ向かっていると感じているし、これが更に拡大していくことを危惧しています。LGBTQ、BLMなど、他国での失敗、状況から学ぶべきです。

よって、札幌市誰もがつながり合うまちづくり条例の制定に反対します。

(写)

陳情第140号

「札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」に関する陳情

令和7年2月5日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者
札幌市豊平区
宮田 ゆかり

(要 旨)

札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」に関する陳情

(理 由)

札幌市は令和7年2月の第1回定例会で「(仮称)札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」(以下「共生社会推進条例」)の制定を目指しています。札幌市公式サイトで公開されている条例案を読む限り、地方自治法と住民自治の原則への抵触、憲法上の疑義も認められる内容となっており、条例にふさわしくないと考えられるため、制定しないこと、またはゼロベースでの抜本的見直しを陳情します。その根拠を別紙に列記します。

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」に関する陳情

令和7年2月5日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者
札幌市西区
中野 貴子

(要 旨)

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」を制定しないことを求めます。

(理 由)

条例案における問題点について、以下、(詳細) のとおり指摘致します。

ユニバーサル推進検討委員会は委員長を始め、学識経験者が数名、名をつらねているにもかかわらず、この条例が法的要件を満たしているか否かについて議論すらしていないこと、加えて、この条例の制定におけるデメリットについて、一切検討されていません。このような状況に鑑みますと、条例制定することだけを目的とした検討委員会であった蓋然性が高いと言わざるを得ないでしょう。この条例が法的要件に適合しているか否かは、いつ、どこで、誰が検討したのでしょうか。その点について、パブリックコメントでも多数の指摘がありました。

パブリックコメントにこれだけの反対意見が上がりながら、その内容について慎重に検討しない姿勢は、市長の政治姿勢が露骨に現れたものと考えます。国内外で、政治への不信感が高まっています。今こそ、議会の良識が問われます。子供たちの未来への責任をしっかりと全うされることを望みます。

(詳細)

1. 憲法第19条、第94条に抵触する恐れがあり、違憲という疑義がある

札幌市は令和7年2月の第1回定例会で「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」(以下「共生社会推進条例」)の成立を目指しています。札幌市公式サイトで公開されている条例案を読む限り、憲法第19条並びに94条違反及び「立法事実がない」ことから憲法上の疑義があるため、条例の制定に反対します。

条例案によると、制定目的は、「共生社会の実現に関し、基本理念を定めるほか、

市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本事項を定めることにより、市・市民・事業者が一体となって共生社会の実現に向けた取組を進め、多様性と包摂性のある都市をつくること」とされています。

また「札幌市が目指す多様性と包摂性のある都市とは、「差別や偏見がなく、誰もが互いにその個性を尊重され能力を発揮できる、多様性と包摂性が強みとなる社会」（共生社会）の実現によりつくり出される都市であると考えており、共生社会の実現に当たっては、社会を構成する主体である市（行政）・市民・事業者の協働が不可欠」とされています。

市は、制定目的に掲げた基本理念を、条文に以下のように規定しています。

- ① 誰もが、基本的人権を享有する個人としてその個性や能力を認められること。
- ② 誰もが、互いにその違い等を理解し合い、支え合い、及び助け合うことで、社会から孤立することなく安心して生活できること。
- ③ 市、市民及び事業者が、それぞれの責務や役割を相互に認識し、連携・協働して取り組むこと。

③は、①②を実現するための努力義務事項であることから、基本理念に相当するものは①②であるものと考えます。しかし、①については憲法の基本的人権において保障されていると解され、②については、一般的な社会倫理であると解されます。①については、条例の制定範囲の画する法的根拠である憲法第94条を逸脱している疑義が生じます。

憲法第94条

地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、および行政を執行する機能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

条例案において「法律の範囲内」とは、法律が規定している事項には条例は制定できないという「法律先占論」が該当すると考えます。

つまり、憲法において保障されている基本的人権の解釈を、条例で定めることができないと解されます。したがって、憲法第94条を逸脱している疑義が生じます。

②については、一般的な社会倫理を強制することになります。したがって、これは思想を統制するものであり、憲法第19条に抵触するものと考えます。このようなものは、札幌市民憲章を改定することで事足りると考えますが、なぜか条例で市民に思想を強制しようとしています。恐ろしい全体主義のはじめの一步とならないか、札幌市民の将来が不安でしかありません。

憲法第19条

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

つまり、憲法第19条違反ではないかという疑義が濃厚であると考えます。

2. 条例の目的と手段を基礎づける立法事実がないため、法的要件を備えていない

条例には立法事実が備わっていなければなりません。立法事実とは、条例の目的と手段を基礎づける社会的事実（データ、市民の意識を含みます）であり、条例の必要性、正当性を根拠付けるものであります。条例案において、正当性・妥当性を裏付ける項目と内容は、以下のとおりです。

- i) 害悪などの解決すべき課題
- ii) 事件
- iii) これまでの対策と限界
- iv) 他の自治体の取り組み状況等

市は、条例案の前段の説明文に、上記立法事実について、それぞれ以下のように掲げています。

i) 「害悪などの解決すべき課題」と思われる部分について

1) 高齢者人口の増加への対応

2040年代には高齢者人口がピークを迎え、全体の約4割を占めることが予想

2) 障害のある方への理解

障害のある人にとって地域で暮らしやすいまちであると思う人の割合は約3割

3) 地域意識の希薄化

多世代交流が重要と考える市民が低いなど地域意識が希薄化

4) 子どもの権利への理解

子どもの権利が大切にされていると思う子供の割合は、63.8%にとどまる

5) 支援を要する外国人市民の増加

在留資格の見直しなどにより、市内で暮らす外国人が増加していく予想

6) 男女の地位の平等感の隔たり

職場や家庭など様々な場面における男女の平等意識が低い

7) アイヌ民族への理解

「アイヌ民族について知っている」と答えた市民の割合は89%にとどまる

ii) 特に記載無し

iii) 特に記載無し

iv) 特に記載無し

このように、正当性・妥当性を裏付ける項目として、i) の「害悪などの解決すべき課題」しか挙げておらず、またその内容も、正当性・妥当性を裏付ける項目として、

極めて不十分です。ii) iii) iv) については記載すらありません。したがって、憲法上に疑義があるような基本理念を定め、市民及び事業者に努力義務を課す条例の立法事実としては、極めて不十分と言わざるを得ません。この条例が施行された川崎市は、子どものいじめや自殺、不登校や補導の減少、学力の向上など条例が施行されて目に見える数値的な成果について、子どもの利益にどう繋がるのか目に見える数値的な状況や成果はあがっていません。川崎市のこの条例の予算は年間8000万円となり、組織を作る形では子どもの利益とはなり得ません。

3. 規制目的と、採用しようとする行政手法の合理性を裏付ける「立法事実がない」ため、条例案は法的要件を備えていない

制定目的③の「市民及び事業者が、それぞれの責務や役割を相互に認識し、連携・協働して取り組むこと。」は、市民及び事業者に努力義務を課しているため、規制条例として扱うべきと考えます。

規制条例は、憲法上の人権を制約することになりますので、規制目的と採用しようとする行政手法の合理性を裏付けるため、精緻な資料やデータが必要になります。

条例案においては、規制目的が①②であり、採用しようとする行政手法が③と解されます。しかしながら、この合理性を裏付けるための精緻な資料やデータが全く示されていません。

また制定目的において、「札幌市が目指す多様性と包摂性のある都市とは、「差別や偏見がなく、誰もが互いにその個性を尊重され能力を発揮できる、多様性と包摂性が強みとなる社会」（共生社会）の実現によりつくり出される都市であると考えており」との記載がありますが、なぜ「多様性と包摂性」が「強み」となるのか、同様に、その合理性を裏付けるための精緻な資料やデータが全く示されていません。

以上

(写)

陳情第143号

札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例

令和7年2月5日 受理

令和7年2月28日 付託

第一部予算特別委員会

提出者

札幌市中央区

小田 はるみ

(要 旨)

札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例を制定しないことを求めます。

(理 由)

札幌市民憲章に同様の理念は既に掲げられており、必要であれば札幌市民憲章に追記等
をすることで十分理念を共有することはできるため、本条例は不要。

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」に関する陳情

令和7年2月6日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者
札幌市手稲区
末廣 孝吉

(要 旨)

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」を制定しないことを求めます。

(理 由)

- ・パブリックコメントに寄せられた2,000件の意見を反映していないため。
- ・共生社会推進条例の目的は市民憲章の推進で足りること。
- ・共生社会推進条例が条例の範疇を逸脱していること。
- ・共生社会推進条例が社会混乱を起こす懸念があること。
- ・共生社会推進条例が「地方自治の本旨」に背くものであること。
- ・日本国憲法では、基本的人権の尊重、思想・信条・良心の自由が保障されているが、本条例は理念を強制するものであるため、憲法に違反する可能性がある。
- ・本条例は社会の混乱、分断等につながる懸念がある。
- ・既に共生できているため、本条例は不要。
- ・本条例は北海道開拓の歴史と文化を軽視しており、札幌のアイデンティティを損なうおそれがある。
- ・障がいのある方、高齢者、外国人、性的マイノリティ、アイヌ民族などの全てを一括りにした条例は不要。

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」に関する陳情（要望書）

令和7年2月6日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者
兵庫県神戸市
奥山 裕介

(要 旨)

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」を制定しないことを求めます。

(理 由)

- ・ 共生社会推進条例が社会混乱を起こす懸念があること。
条例が特定の思想の普及につながるようなことになってはならないと考えるためこの条例の制定に反対します。
- ・ パブリックコメントに寄せられた2,000件以上の意見を反映していないため。
提出されたパブリックコメントを無視するということは、パブリックコメントそのものが機能していないということにもなりうるので、そうではないということを示すためにも意見を無視するべきではないと思います。

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」に関する陳情

令和7年2月6日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者
広島県東広島市
川上 愛理

(要 旨)

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」を制定しないことを求めます。

(理 由)

- ・高齢者や障がいをお持ちの方たちと、性的指向やジェンダーアイデンティティに問題を抱える方たちを一括りにするのは無理があります。全く別の支援であり、後者を支援することはその他の一般の方の権利を侵害することになる危険性をはらむため、認めることはできません。
- ・アメリカで言うD E I 条例に該当すると思いますが、これを制定することは世界の流れに逆行する行為だと思います。
- ・本条例を活用した子ども達への教育は不要です。私が市民であるならば、受けさせたくありません。

(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例の制定の再考を求めます

令和7年2月6日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者
札幌市中央区
木下 直美

(要 旨)

(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例の制定の再考を求めます。

子どもの権利について札幌市では共生のまちづくり条例では今後どのように取り組んでいくのか、また取り組みをしていく際には、子どもの権利条約に基づく権利の重要性、子どもの最善の利益と差別禁止、教育の中立性と特定の教育内容について、子どもの成長と安定した日常の重要性を理解した上で勧めてください。

(理 由)

①子ども条例と差別の禁止

子どもの尊厳を守り、健やかな成長を支えることに関し、一人ひとりの自覚と協働の下すべての子どもが健やかに成長することができる温かい地域社会を創造していくことを決意し、この条例制定に際して子どもが健やかに成長するために、仕事と家庭の仕事の両立支援や児童虐待やいじめなどから子どもを守る活動になってほしい。
川崎市子どもの人権オンブズパーソン条例

この条例が施行された川崎市は、子どものいじめや自殺、不登校や補導の減少、学力の向上など条例が施行されて目に見える数値的な成果について、子どもの利益にどう繋がるのか目に見える数値的な状況や成果はあがりません。

川崎市のこの条例の予算は年間8000万円となり、組織を作る形では子どもの利益とはなり得ません。

②多様性と子どもの権利

各教科や特別の教科で人権尊重の姿勢は児童を次代の形成者として健康で文化的に育成し、その生活を保証とあり、貴重な時間をアイヌ、包括的性教育、LGBTなどのジェンダーアイデンティティ、特定の宗教、難民支援などの特定の教育を人権教育として強化することは児童福祉法のすべての児童を健康で文化的に育成し生活を

保障となり得ますか？

※教育基本法には、教育勅語にかわる教育の基本理念の核は、個人の尊厳を重んじ、人格の完成を目ざし、真理、平和、正義を希求する人間の育成を期し、普遍的で個性豊かな文化の創造を目ざす教育の普及徹底とある。

※第8条政治教育、第9条宗教教育の規定は、公共性の高い学校教育における中立性の原則を示したもので、特定の政党にかかわる政治教育は法律の定めるすべての学校で禁止され、宗派宗教教育は国・公立学校で禁止されている。政治権力や宗教的権威に対する価値判断能力の育成は、市民的自由の大前提である。教育の中立性を保つために、政治と宗教の支配から教育を守り、その自律性の確保。思想・信条の自由、公共性の観点から、特定政党・特定宗派に基づく政治教育・宗教教育は法律によって制約を受けてはならない。

教育基本法第8条（政治教育）においては、条文前段で「良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない」としながらも、後段で「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」と定めている。

また第9条（宗教教育）においては、条文前段で「宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない」としながらも、国公立学校では「特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない」としています。

※公教育における意義

教育の中立性は、「教育の宗教的中立性」「教育の政治的中立性」として問題になるのは、近代公教育制度の公共性特定信仰・信条、特定政党のイデオロギーは公教育の内容からは排除されるべきであるとする、公教育形成の観点からである。

本来の教育は、価値が多元・相対的である社会にありながら価値を離れえない教育的現実のなかにあって、子供の自主性と発達可能性を阻害する要因となり得るので、公教育においては中立性は担保としなくてはならない。

※性の揺らぎのある児童において

なりたい性について教えることは急性性別違和症候群(ROGD)として米国や欧州で高まり終息へと向かっている。包括的性教育は予後的に児童に不可逆な身体への侵襲性について問題提起されている分野であり、子どもの生殖器の切除や未成年へ行われるジェンダー肯定医療は修復不能であり、中立性の観点からも、触れない・取り扱わないのが望ましい。

現行の保健体育の学習でやる性教育の範囲内(第一次成長、二次成長の話等)は必要だと思いますが、他人のプライベートゾーンは触らない・見せない・性的な話を公的な場所でするのは恥ずかしいことという指導までにとどめ、包括的性教育のよ

うに過度な性教育は必要ないばかりか、児童に不可逆な治療へと向かわせることになりかねません。

※入管による共生社会について

入管の仕事は入国、出国を管理する団体であり、「やさしい日本語」という講座は特定思想の理解となります。特定の宗教については、公権力の中立性や公権力の意義から逸脱したものであり、教育の中立性を保つためには、政治と宗教の支配から教育を守り、その自律性の確保を目ざし、特定の宗教的思想や特定の文化に偏重するのは、教育基本法、公教育の意義は教育の中立性とその自由を保障するものであり、教育の中立制度を課題とする。

③学校施設の維持更新

社会モデルと照らし合わせ、誰もが使いやすい包摂的な学校施設更新を検討するならば、それぞれの立場を尊重し、また子どもの育成を阻むものではあってはならない。今後、多世代にわたり継続的かつ発展的に展開、維持していく必要がある。

子供向けの本にも「トイレは危険な場所」と明記されていて、施設等は生物学的な見解の認識が採用されつつあります。男性、女性という互いの違いの認識の醸成がまず必要であり、子ども自身の身体を守るためにも、大人の要望で多様性を通すことは適切な認識を抱けなく弊害があり、子どもの心身の安全や成長を脅かしかねません。小中学校が改修する際に、小学校のトイレが男女共用になり、娘が嫌がってる。なんで共用か？と保護者の多くは、学校で変更が行われる前に相談を受けなかったと述べていて、動揺と恐怖の声が挙げられています。

男女共用トイレが設置された英国では、トイレを怖がって学校を休む女子生徒がいたり、中にはトイレに行きたくなくて水も飲まない子もいます。昔は男女共用が当たり前で、小学校のトイレは公衆トイレ代わりに外部の人も誰でも出入り自由だった。文京区で凄惨な事件が起きたのをきっかけに、男女別のトイレが普及して来た経緯があり、また何かの不具合が出た場合、子どもの犠牲が出ることになります。

④子どもの意見の尊重について

子どもの成長には安定した日常が必要となります。(仮称)本条例の制定に際して、子どもが参画しやすい取り組みとして、子どもたちの幸せや人権・子ども個人の人生の尊厳、安全やリスクに配慮し過度な情報は子どもの成長を脅かすという概念は忘れてはなりません。子の最善の利益＝子どもの幸せ、子どもの人権・尊厳の論点と考えます。

2025年12月5日、日本の小学校(協調性と規律のある)が海外で注目されました。ロサンゼルスで、日本の小学校を撮影したドキュメンタリー映画が、国際的に権威のあ

るIDAドキュメンタリー賞の短編部門で最優秀賞を受賞。東京にあるごく普通の公立小学校を1年に渡り密着。給食の配膳や毎日の掃除を通じ、児童たちが協調性と規律を身に付けていく日本独自の教育を描く。このドキュメンタリー映画は海外10か国で上映され複数の海外の映画祭で賞を獲得されています。世界的にみても評価の高い日本の子どもたちはすでに協調性と規律を持ちあせています。

札幌市 共生社会推進条例成立阻止の陳情

令和7年2月6日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者

神奈川県足柄上郡山北町

今野 美夕紀

(要 旨)

札幌市をこれ以上なんでもありの社会にしてはいけない。

日本人のための環境づくりにはこの条例は必要ない。

(理 由)

札幌市はたくさんの土地が海外の人に買われ、私たちの安心な生活が営めなくなってきました。

これ以上、外人を受け入れたり、性的なマイノリティのために、女性の安全が脅かされるようではいけません。

この条例には、その危険性が多分に含まれており、簡単に通して良い条例ではありません。

私たちの手で作ってきた安全な社会を保てる範囲での受け入れでなければならない事を訴えたいと思います。

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」に関する陳情（要望書）

令和7年2月6日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者
札幌市豊平区
矢野 眞喜子

(要 旨)

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」の制定しないことを求めます。

(理 由)

- ・ 共生社会推進条例が社会混乱を起こす懸念があること。
- ・ パブリックコメントに寄せられた2,000件の意見を反映していないため。
- ・ 本条例は北海道開拓の歴史と文化を軽視しており、札幌のアイデンティティを損なうおそれがある。
- ・ 障がいのある方、高齢者、外国人、性的マイノリティ、アイヌ民族などの全てを一括りにした条例は不要。

共生社会条例案について

令和7年2月7日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者
札幌市東区
下山 和美

(要 旨)

日本は、他民族や文化を寛容に受け入れて来た歴史を持っている国なので、条例化する事には反対します。

(理 由)

北区の公園でイスラム圏の人達の何百人もの集会があり、近隣住民から苦情等があったりするので、条例化する前にお互いの歴史や文化を理解する事が必要だと思います。まず日本に住む外国人の方は日本の歴史や文化をしっかりと理解して、郷に入っては郷に従えと言う諺が有る様に、日本の文化や暮らし方を尊重し寄り添えて暮らせる姿勢をお持ちの方だという事が必要かと思います！でなければ、日本の歴史や文化が無くなってしまう恐れがあります。また、イスラム圏の土葬問題も札幌近隣で起きていますので、こちら側(日本)もそういう国々の歴史や文化・宗教をもっと勉強して認識を深める必要があると思います。

そういう事を抜かして条例化ありきで進めるのは反対します

札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例

令和7年2月7日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者
北海道小樽市
塚本 哲子

(要 旨)

札幌市には「札幌市民憲章」がありますので、新たに共生社会条例を重ねて創る必要は無いと思います。

(理 由)

現在は、札幌だけではなく国内に多くの移民や不法移民が流入してきております。それぞれ違った文化や歴史風習言葉を持った人々が一緒になった時に、少数でありますとその土地のやり方に合わせて生活していけますが、急激に多くなると自分の国のやり方を主張してまとまりが無くなり混乱をきたすと、異国で外国の方と一緒になられた日本人の方も仰っていました。日本人は郷に入っては郷に従う事の出来る民族ですが、それはなかなか少数の様です。

不法移民は不法ですので問題があります。諸外国では多くの移民を入れたことで治安が悪化し混乱をきたし、その後文化も無くなってしまった国もあるとのことです。日本がそういう事にならない様案じております。

札幌市民が今まで安心して暮らしてきた「札幌市民憲章」のままでいいと思います。共生社会と言う新しい条例を新たに創る必要は無いと言うことを陳情いたします。

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」に関する陳情

令和7年2月10日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者
札幌市西区
劔物 忍

(要 旨)

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」の制定しないことを求めます。

(理 由)

1. 市民の意見を無視している

パブリックコメントでは、2,000件以上の意見が提出され、多くの市民が反対している。

2. 理念条例であっても市民生活に影響を与える

罰則はなくとも、市の予算配分や市民の規範の方向性を決定することが予想され、市民や事業者への負担を増やしたり、混乱を招く可能性がある。

3. 「多様性の尊重」がかえって地域の独自性を損なう

世界的に「多様性」の推進が、文化や価値観の統一化につながる例が見られ、アメリカをはじめ諸外国がそれとは逆の流れになっている。

条例の強硬

令和7年2月10日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者

札幌市清田区

高橋 靖之

(要 旨)

「札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」に反対します。

(理 由)

トランプ大統領就任の初日に中止されたアメリカのDEI条例。この条例の名前を変えた「札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」を強硬に推し進めることは、日本の文化、国民を破壊することになります。現在のアメリカやヨーロッパの状態は将来の日本です。こんな条例に日本には必要ありません。

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」に関する陳情（要望書）

令和7年2月12日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者
北海道江別市
宮崎 かすみ

(要 旨)

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」は、身体に物理的障がいや病をもつ人々に対して差別的な内容なので、条例の制定をしないことを求めます。

(理 由)

審議会の議事録を拝読いたしました。回が進むにつれ、様々なマイノリティ集団の間の齟齬が明らかとなってきました。ついには、本条例が、いわゆる障がい者（身体および精神、以下物理的障がい者と呼ぶ）を隠れ蓑にして、自称マイノリティの人達を条例で保護し、そのうえで分断と軋轢を増幅させるものであることがわかりました。本条例は、自称マイノリティの人達への法的根拠なき優遇であり、他方、物理的障がい者を蔑ろにする差別となっています。

そもそも共生社会の前提として、本条例では「違い」を強調しています。違いを抱えた人たちが違いを乗り越えて共生しようと謳っている。しかし、もって生まれたその「違い」から逃れることは叶わず、つらいながらも元気に生きようと奮闘している物理的障がい者の人達があります。あるいは事故や病によって身体的障がいを抱えた人もいます。そうした人たちにとって、「違う」けど共生しよう、と言われるのはうれしいことでしょうか。むしろ、あなたたちは「違うんだ」と「違い」を突きつけていることに他ならないのではないでしょうか。しかし「違う」自分を、自己のアイデンティティとしてあえて選ぶ人もいます。人とは「違う」自分を大切にしたい、と人と「違う」ことを自己のアイデンティティの一部として、拠り所になっている人もいます。その人たちにとって「違い」は、もちろん切実なものには違いないでしょうが、絶対に逃れられない生の条件、というようなものではありません。物理的障がい者の方々に比べたら、選択の自由のある、少しばかり贅沢な属性ともいえるかもしれません。その属性ゆえに、どんなに努力しても阻害されてできないこと、というのは今の日本には基本的に存在しないからです（才能がないためにできないことは誰にとってもありますがそんなことは問題になるはずありません）。外国人

も、自分の国に帰ればマジョリティ、自らの意志で札幌にやってきている人たちです。どうあがいても障がいや病から逃れることのできない人たちとは、条件があまりにも違います。当事者は誰もがなりうる、という文言には、物理的障がい者の「違い」を希薄化し問題を矮小化しようという、傲慢さが透けて見えます。それがどんなに物理的障がい者の方々にとって残酷なことなのかは、議事録に記されています。障がい者の立場を代表されている浅香委員は、「違い」を強調してほしくない、と「違う」という文言を消去するよう求めておられます（第4回議事録）。

本来、共生社会の理想とは、互いの「違い」など意にかけない状態になることのはずです。これは巧まずして、相内委員がこれこそが本当のノーマライゼーションだ、としてあげられていた事例にも重なります。以下、引用します。

「とある小売店のパートの女性の方ですが、障がいのある方の 就労支援において、僕より年上の精神疾患といいますか、知的障がいの方に対してすごくいい声かけをしてくれていた事例があったのですよね。落ち込んでいるときに必ず励ましの言葉をかけてくれていて、すごいなと思って、どういうバックボーンのある方なのかなと思ってそのパートの女性の方にお話を聞いたのですが、僕が全く予想していない答えが返ってきました。精神障がいや知的障がいのことは全く分からないし、分かるつもりもないけれども、同じ仕事をしている仲間が落ち込んでいたら励ますのは当たり前だから、それは励ますでしょうと言っていたのです。ああ、これが究極のノーマライゼーションだなと思いました。それは共感に基づくものではないのです。先ほど浅香委員が言っていましたが、まさに違いを理解した結果、そういうことをしていたわけではなく、人間なのだからという思いでそうやられていたのです。多分、これが一番大事なことなのでしょう。」（第四回議事録）

ここで相内委員が語られている状態こそが、札幌市が目指すべき差別や偏見のない、望ましいあり方でしょう。共感に基づくものではない、とさえおっしゃっています。「違い」をよりどころにしたうえでの共感、などではなく、「違い」などどこかに吹き飛んだ、「同じ」人間なのだから、という前提に基づいた相手への思いやりこそが一番大事なことで、と審議会の委員がおっしゃっているのです。

「違い」を強調してほしくない、文言を消し去ってほしいと願う人たちがいる一方、マジョリティとは異なる自分、「違う」自分を拠り所とする人たちがいる。両者の齟齬はあまりにも大きく、議事録からも亀裂が透けて読み取れるところまでできています。かくのごとく、存在の前提が逆方向を向いている人たちを一緒くたにして、同じ籠に盛るような本条例は、様々な当事者を乱暴にひとまとめにして網をかけながら、その当事者のそれぞれへの想像力を欠き、適切な配慮もなされていない条例です。結果として、「違う」のを強

調されるのはいやだ、「違う」自分を突きつけられるのがつらいと思う人々を、本質的には蔑ろにし、踏み台として利用することになっている本条例は、札幌市が目指すべき共生社会にはふさわしくないものと考えます。

この条例を制定しないことを強く懇願するものであります。

末筆ながら、病身をおして審議委員を務めておられた牧野委員のご逝去につきまして心からのお悔やみを申し上げます。

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」に関する陳情

令和7年2月12日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者

北海道磯谷郡蘭越町

田中 紀子

(要 旨)

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」を制定しないことを求めます。

(理 由)

日本国憲法では、基本的人権の尊重、思想・信条・良心の自由が保障されているが、本条例は理念を強制するものであるため、憲法に違反する可能性がある。

共生社会推進条例の目的は市民憲章の推進で足りること。

障がいのある方、高齢者、外国人、性的マイノリティ、アイヌ民族などの全てを一括りにした条例は不要。

市民の定義について、悪用される懸念などがあり、市民でない者等を条例上市民とすべきではない。

性別による区別のあるスペースの運用は必ず生物学的な性別で分ける必要がある。これは差別ではなく、区別である。

性被害の増加等のおそれがあり、性的マイノリティとの共生に懸念がある。

「(略) 共生社会推進条例」に関する陳情

令和7年2月12日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者
札幌市東区
伊藤 昌勝

(要 旨)

「(略) 共生社会推進条例」案を棄却することを求めます。

(理 由)

第1回定例市議会では「(略) 共生社会推進条例」の審議が予定されています。同条例素案のパブリックコメントでは、1,014人から2,068件の意見が寄せられました。「条例素案全体に関する意見」では、否定的意見319件、肯定的意見2件となっています。また、提案されている条例は、市民生活の理念として定められている「市民憲章」で十分との考えが多いようです。新条例を急ぐのは何か別の目的があるのでしょうか？

意見提出者の一人としてパブリックコメントで示された市民意見を踏まえた慎重な審議をお願いし、条例案の棄却を求めて別紙の具体意見を添えます。

(別紙)

1. 提案は我市の理念である「市民憲章」で十分であり、必要な時は加筆で足ります

2. 本条例は、札幌市による市民及び事業者に対する思想統制です

本条例は札幌市政の理念であるとしております。理念とは、人々の心の中に置かれる思想そのものです。しかし、条例は市民及び事業者の役割として、あらゆる場面において遵守に「努めるものとする」と定め、特定の思想を義務として強制し統制しております。

3. 傲慢にも、札幌住民以外の人々も思想統制下に含めています

本条例は、通勤者など札幌住民以外の人々をも市民とみなし、思想の統制下に含めております。この傲慢さは、地方自治の原則上問題ありませんか？

4. バブリックコメントは、否定的意見に埋め尽くされています

パブリックコメントには1,014件と驚異的な数の意見が寄せられました。市自身の分類によっても、否定的意見で埋め尽くされています。また検討委員会の議事録によれば、委員各位は予想外の否定意思に狼狽している様子が伺えます。パブリックコメントの本来目的に従えば、早急な議会論議は控えるべきです。

5. 議論の前に、米国の現状を調査すべきです

条例の根幹であるD E Iは米国左翼が生んだイデオロギーだと言われております。その米国では、バイデン政権期にD E Iがもたらす様々な社会問題が発生し、半数の州で規定の見直しが検討され、12州がすでに関係法が改められたとの情報があります。議会議論の前に、このような米国D E Iの現状を議会の立場で調査すべきではないでしょうか。

6. 条例文章は一般市民が容易に理解できない名文(迷文)で書かれています

委員会議事録によると、担当の某幹部はバックラッシュ(反発感など)を恐れ、文章表現で苦勞を重ねたと自賛しています。議員諸氏の見識が試されているようです。

7. 後期高齢・障害者の立場からは、これまでの施策が縮小される心配があります

条例施行には財政措置を講ずるとされております。その一方で、現在、敬老乗車証の縮小が検討されております。限られた財源は、健全なL G B Tや外国人などに少なからぬ予算が割かれることでしょう。現在、私共に提供されている施策の縮小や廃止が生ずることは必至でしょう。

8. 市民の心に置くべき「理念」は、政治決定とは次元が違い、最低でも全会一致が必要

条例には議会のチェックは必要です。しかし、市民の心に置くことになる「理念」は、一般的な政治議論とは全く次元が違います。万一、議会意思の表明がある場合は、必ず、一人の異論も無い状態で決定ください。

(写)

陳情第158号

「共生社会推進条例」の成立に関する陳情

令和7年2月12日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者

北海道江別市

山本 康博

(要 旨)

今回の札幌市の共生社会推進条例の成立に関して、撤回を求めます。

(理 由)

今回この条例が成立の方向へ向かっていますが、実際トランプ大統領が就任初日に廃止を命じたDEI条例です。世界が廃止に動くものを今札幌で制定させると言うことは考えられません。これからの札幌の将来を考えると成立させてはいけない条例なので、撤回を求めます。

共生社会推進条例制定に関する陳情

令和7年2月12日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者
札幌市西区
尾野 信子

(要 旨)

包括的な条例であるため、高齢者や障がいのある方向けの予算がアイヌ民族や性的マイノリティに関する予算に振り向けられる可能性があり、公平性を欠くため反対します。

(理 由)

高齢者、障害者の生きづらさは心身に起因し、みんなができることができないことの「違い」というのは、生きづらさの理由が社会に起因する外国人、アイヌ民族、性的マイノリティの「みんなはそうだけどわたしはこう」という「違い」とは同じにならないし、同じにしてはいけなと強く思います。

社会に起因する生きづらさは容易に社会運動へと流れるし、その社会運動の背後には必ず「利権」が絡んでいる。

また、スウェーデンやイギリスが現在直面している「共生社会・多様性の失敗」は惨憺たるものです。

「共生社会」が「強制社会」にならないためにも、条例制定には道理がないため、ここに陳情致します

(写)

陳情第160号

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」に関する陳情（要望書）

令和7年2月13日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者

群馬県高崎市

五十嵐 広太

(要 旨)

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」を制定しないことを求めます。

(理 由)

高齢者、障害者の生きづらさは心身に起因し、みんなができることができないことの「違い」というのは、生きづらさの理由が社会に起因する外国人、アイヌ民族、性的マイノリティの「みんなはそうだけどわたしはこう」という「違い」とは同じにならないし、同じにしてはいけなと強く思います。

社会に起因する生きづらさは容易に社会運動へと流れるし、その社会運動の背後には必ず「利権」が絡んでいる。

また、スウェーデンやイギリスが現在直面している「共生社会・多様性の失敗」は惨憺たるものです。

「共生社会」が「強制社会」にならないためにも、条例制定には道理がないため、ここに陳情致します

(仮称)札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例に関する陳情

令和7年2月13日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者
札幌市豊平区
松永 美佳

(要 旨)

「(仮称)札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」の制定をしないことを求めます。

(理 由)

・札幌市の市民憲章で伝えたい理念は十分共有できる。マイノリティに対して差別するとか優遇されてないとか常にそこだけをクローズアップし、市として解決に向けて実践されることの方が先だと思う。わざわざなにが少ないからとか差別されてきたとか条例にすることはないと思う。違いを知ることは大事だけれど、違いばかり浮き彫りにし、双方が主張してぶつかり合った場合、解決はどうするのか？日本の札幌市だけで決めた理念を元に、人種も宗教も出自も思想も違う双方で解決してくださいね、と言うのは乱暴。

・障害、高齢者、外国人、性的指向、先住民族などそのどれもその中でグラデーションがあり、抱える問題也多岐。そのどれも向き合い切っていないのに【包摂的】に丸ごとひとくくりにするなどおかしい。【包括】とするならまだ譲歩の気持ちもあるけど(それでも納得いかないけど)、包摂は1ミリも賛同できない。普段広報などはカタカナ用語を連発してわかりにくくしてることが多く、こういったこみいった内容になると急に聞き慣れない漢字を出してくる。日常的に使わない言葉を用いてわかりにくくするのはやめてほしい。

・『理念条例』と言いながら、市民、事業者に役割として“努力義務を課すこと”に、反対。国などがこれまで“努力義務”としてきたことに、少しでも沿わないことをすると最近の日本人は“義務を怠る悪い奴”とすぐ反転して攻撃する傾向にある。条例警察みたいなものが出てきて、“この条例を守らないやつは差別者だ、優しくない事業者だ”と晒された時誰が守るのか？

わざわざ条例で示さなくても、日本人の精神には利他の心も助け合う互助も持っている。心の余裕を失いかけてるのは政治の整え方がよくないから。議員はなんのために議員になったのか。自分の子供がこの条例で懸念されることまでわかってて推進してるのか？自分たちが野放しにしてる問題を条例という名で市民に委ねるのはやめてほしい。

「札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例案」に関する陳情

令和7年2月17日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者
札幌市厚別区
海堂 拓己

(要 旨)

「札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例案」について令和7年第1回定例会での慎重な審議を求めます。

(理 由)

■771件もの懸念の声

札幌の「共生社会推進条例」について昨年11月に行われたパブリックコメントには、1014人・2068件の意見が集まりましたが、2月14日に札幌市が公表した最終とりまとめによると、最も多かったのが「外国人の受入れによる治安の悪化や、イスラム教徒による土葬問題など、様々な懸念がある」の410件。続いて「外国人に対しては、日本の文化や慣習等を尊重してもらいたい」の81件。外国人移民の増加について何らかの懸念を示している意見は総数で771件。取りまとめた意見数2068件の実に37%を占めました。

パブリックコメントでは「外国人」受け入れについて次のような意見が見られました。

○外国人の受入れによる治安の悪化や、イスラム教徒による土葬問題など、様々な懸念がある。(類似意見409件)

○外国人に対しては、日本の文化や慣習等を尊重してもらいたい。(類似意見81件)

○日本の暮らし、文化及び伝統を守ること等を優先すべきであり、外国人と日本人を同列に扱うのはおかしい。(類似意見28件)

○GX経済圏はこの条例と関連しているように思う。外国人教師やインターナショナルスクールへの税金投入は日本人の子どもたちに負担をかける。税金は学校給食の質の向上等に使うべきであり、これは逆差別である。(類似意見15件)

○異文化圏の外国人が起こす問題を無視して日本人に「共生」を強いることは解決にならない。(類似意見6件)

○外国人参政権の付与につながる懸念がある。(類似意見6件)

○札幌に住み続けたいと思う外国人の割合より、住み続けたいと思う日本人の割合を多くの方が持続可能な日本社会を構築できると思う。(類似意見3件)

無秩序な移民受け入れは世界各地で深刻な社会混乱を巻き起こしていることは事実で

す。アメリカにおけるトランプ政権の誕生も同国の「侵略」とも評された民主党政権下の移民流入が背景にあると指摘されています。

またコメントでは、外国人を優遇するあまりに私たち日本人の生活がなおざりになるのではないかと不安も多く聞かれました。

■外国人に日本人と同レベルの「暮らしやすさ」を提供

しかし、これらコメントに対する札幌市の「考え方」では、次のように積極的な受け入れ姿勢を示しています。

＞本市では、最上位計画である「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン（ビジョン編）」において、多様性と包摂性のある都市を目指すことを掲げたほか、現在策定中の第3次さっぽろ未来創生プランでは人口減少への適応として「外国人材に選ばれる環境づくり」を盛り込んだところです。都市の活力を維持していくためには、外国人を始め多様な人材の活躍が必要になると考えており、日本人も外国人も、誰もが安心して暮らせる社会となるよう取組を進めてまいります。

共生社会を通して札幌市は、言語も文化や歴史も異なる外国人に、私たち日本人と同レベルの「暮らしやすさ」を提供しようとしているのです。

■一時滞在の外国人まで市民に

また共生社会推進条例は、市民の定義として「市内に住所を有する個人及び市内に通勤し、又は通学する個人その他の市内に滞在する個人をいう」と、一時滞在の外国人まで市民に含めています。

パブリックコメントでは「市民の定義について、日本国籍を有する者に限定すべき。（類似意見13件）」「市民の定義について、悪用される懸念などがあり、市民でない者等を条例上市民とすべきではない。（類似意見9件）」と多くの懸念が寄せられています。

しかし、札幌市は

＞本条例は、障がいの有無、年齢、性別、国籍、民族等の違いにかかわらず、「差別や偏見がなく、誰もが互いにその個性を尊重され能力を発揮できる、多様性と包摂性が強みとなる社会」（共生社会）の実現を目指し、誰もが当事者との考えの下で制定を目指しているところであり、特定の立場にある方のみを対象としたものではありません。その上で、個々の課題に対する施策については、分野横断的な視点を持ちながら、推進していく考えです。

と同じ答えを繰り返すだけです。

■共生社会という万能薬はトラブルを防ぐのか？

想定される移民流入に伴う混乱やトラブルについて札幌市は、

＞ご意見のとおり、過去や諸外国の事例を研究しつつ、目指す姿の実現に取り組んでいきます。また、文化や習慣の違いによって意図せずトラブルになる場合も考えられるため、そうしたトラブルを未然に防ぐため、外国人市民に日本の生活習慣等を学ぶ場の提供や、地域から孤立させないための支援に取り組んでいきます。

と言っています。札幌市は移民の大量受け入れに伴う混乱も「日本の生活習慣等を学ぶ

場の提供」と「地域から孤立させないための支援」によって防げると考えているようです。

こうした札幌市の楽観論の背景には共生社会推進条例を貫く「共生社会はあらゆる社会問題を解消する万能薬」と考える空想的観念論があることは次の「考え方」から伺えます。

＞本市は、外国人市民を含む「誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会」の実現を目指しており、外国人への支援等を通してこれに寄与していきたいと考えています。

札幌市は外国人を高齢者や障がい者と同じ「マイノリティ」として括り、共生社会の推進という単一施策によって問題が解消できると考えているのです。これはあまりにも楽観的ではないでしょうか。

さらに憂慮すべきは、極度に理念に振った「共生社会推進条例」のなかで、外国人とのトラブルも「市民の意識」に解決が丸投げされていることです。

■トラブル・混乱を市民に丸投げ

実際にパブリックコメントに対する札幌市の「考え方」は、外国人増加に伴い予想されるトラブル、混乱について、まったくの無策であることを次のように告白しています。

＞本市として外国人による治安の悪化に関する相談窓口の設置の予定はありません。なお、市内の公的機関の相談窓口等は市公式ホームページに掲載しているほか、同内容をまとめた冊子「札幌市相談窓口のご案内」でご確認いただくことができます。

札幌市として特化した対応をするつもりはなく、もしトラブルがあれば、自分で相談窓口を探して対応しろ！ という突き放した回答でした。

パブリックコメントで示されたのは、予想される移民流入に対する諸問題について、札幌市にはアクセルはあってもハンドルやブレーキは無いという現実です。

■市議会で熟議を

行政は、空想的な理想を追いもとめる思想団体ではありません。予断なくすべての可能性を見越した現実主義こそが行政のあり方です。

共生社会推進条例が行政の空想的理想論を助長するものであってはならず、札幌市議会では市民が札幌市の移民問題について強い不安を持っている事実を踏まえて、共生社会推進条例によってもたらされるアクセルだけの移民政策について熟議が必要です。

「(仮称)札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」に関する陳情

令和7年2月17日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者
札幌市手稲区
山西 智司

(要 旨)

「(仮称)札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」の制定しないことを求めます。

(理 由)

障がい者、高齢者は「自分の心身に障害がある」人たち、自分たちが生きるには、社会の助けが必要であるため発言力が弱くなる。

一方、LGBT、アイヌ、外国人は「本人の心身には障害が無い」人たちで、問題は自分たちではなく社会にあると考え社会を批判しがちになる。

そんな障がい者や高齢者のような心身に障害がある人たちと、LGBT、アイヌ、外国人のように心身に障害の無い人たちを一括りに「共生社会」という単一概念で括るのには無理があります。

また、「共生社会」が

- ①差別や偏見がない
- ②個性が尊重され、能力が発揮できる
- ③排除されない、取り残されない
- ④多様性がある社会でありそのことが強みとなる社会

というのであれば、それは「互助互惠・相互扶助・相互理解」と同じで、一般的な社会理論で、札幌市民憲章の推進普及で十分です。

では、なぜ条例を作らなければならないのか？

この条例の本当の目的は、マイノリティとマジョリティを分断し、マイノリティの立場から社会を書き換えることだと思います。そして日本人の伝統、文化、道徳を全否定し、日本の道徳を外来の「人工道徳」へと置き換える。これはDEIイデオロギーの条例化であり、多様性を尊重したまちづくりを進めれば、「みんな違っていいんだ」とそれぞれが違いを尊重して社会は崩壊してしまいます。

そのため、共同社会を維持するためバラバラな個人をマイノリティ視点で無理やり縛り上げる。これが「共生社会」であり「共生社会推進条例」の本質だと思います。

条例の制定を急ぐ前に、市側は、沢山のパブリックコメントの意見をしっかりと議論をして、市民の不安を払しょくする必要があり、それが先なのではないですか？

市側は条例を制定した後に、理念の浸透を図ろうとしています。順番が逆です。これでは、思想統制するのが目的と言われても仕方ありませんよね。

市民無視、これが本条例における市長の政治姿勢ですか？

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」に関する陳情

令和7年2月17日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者
茨城県古河市
池田 裕一

(要 旨)

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」の制定しないことを求めます。

(理 由)

本条例は、特定の団体への利益誘導に利用される可能性があります。特定の少数派への支援を優先するあまり、屯田開拓150周年事業を始めとする札幌の開拓の歴史や文化継承事業等に予算をつけない事は、市民全体の利益を損なう行為であり、公平性を欠いています。

本条例は、制度の使命が終えた後も、永続的に財政支出を続ける可能性があります。これは、税金の無駄遣いであり、将来世代に大きな負担をかけることになります。

川口市のような、「共生」の名の下に治安が悪化している地域の実例があることを考えると、本条例は札幌市の治安を悪化させ、市民の安全を脅かす可能性があります。

ユニバーサル推進検討委員会に、北海道開拓の歴史と文化を継承する人がいないと言うことは、多文化共生の原則に反しています。開拓の歴史と文化を継承する活動に予算をつけないのは、不公平であり、特定の者に対する利益誘導にしか思えません。条例の検討を振り出しに戻し、委員会の人選を再考すべきです。

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」の慎重審議を求めます。

令和7年2月17日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者
札幌市中央区
松井 英充

(要 旨)

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」を制定しないことを求めます。

(理 由)

外国人の支援は、国際社会において各国政府が担うべき責任です。日本人の税金を投入することは、日本の財政状況を悪化させ、国民の生活に負担をかける可能性があります。本条例は、特定の団体への利益誘導に利用される可能性があります。特定の少数派への支援を優先するあまり、財政の公平な配分を阻害する可能性があります。既に特定の団体などへの予算の配分によって、市民の納得が得られない事例も聞いております。

川口市のような、「共生」の名の下に治安が悪化している地域の実例があることを考えると、本条例は札幌市の治安を悪化させ、市民の安全を脅かす可能性があります。既に川口市では日本人の人口が四千人減り、外国人の人口は五千人増えたと報道されています。札幌市は日本人のための街でしょうか？それとも外国人のための街でしょうか？日本国籍は何のためにあるのでしょうか？

〔基本的人権〕

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

〔自由及び権利の保持義務と公共福祉性〕

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

〔個人の尊重と公共の福祉〕

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

日本国憲法では「国民」と定めてあります。その「国民」は日本人なのでしょうか？外国人なのでしょうか？市長はどうお考えでしょうか？市議会議員の皆様はどうお考えでしょうか？

包括的な条例であるため、高齢者や障害者向けの予算が、アイヌ理解やLGBTへの予算に大幅に振り向けられる可能性があります。これは、これまで十分な支援を受けてこなかった人々への配慮が欠如しており、公平性を欠くものです。

障がいのある方、高齢者、外国人、性的マイノリティ、アイヌ民族などの全てを一括りにした条例は不要。私は高齢者であり障がい者ですが、勝手に外国人や性的マイノリティの人たちと一括りにはされたくはありません。勝手に人をセグメントしないでいただきたい。非常に不愉快です。

「生きづらさを感じる方が多くいる」ことはどのように確認したのか。また、その理由が「他者の個性や能力に対する理解が十分でないことなどの社会における様々な障壁」であることはどのように確認したのか。私も障がい者ですが、生きづらさは千差万別でそれを一概にこうだと決めて対処するのは、結局声の大きな者たちの言いなりになるという懸念があります。つまり一部の圧力団体が予算を取り、声を上げられない人たちが損をするという極めて不平等な話になります。そうすると逆に分断が広まると思いますが如何でしょうか？

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」に関する陳情

令和7年2月18日 受理
令和7年2月28日 付託 第一部予算特別委員会

提出者
札幌市西区
森口 敦子

(要 旨)

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」の慎重審議を求めます。

(理 由)

パブリックコメントへの札幌市の回答を拝読しましたが、札幌市民憲章で十分にこと足りる内容なのに、なぜそんなに新たな条例を制定したいのか全く理解できません。

学校での性的マイノリティに関する教育は成長途中の子ども達に混乱をもらたすだけなので、絶対にやめて頂きたいです。

他に疑問を感じたのは『性別の区別のあるスペースは生物学的な性別で分ける必要がある』という意見に対しての回答です。

札幌市は性的マイノリティ側への配慮を長々と述べますが、回答は『安全性の確保に配慮しながら慎重に対応してまいります。』だけです。

生物学的な性別で分けるという確約が無ければ、この条例を悪用してジェンダーになりすまし、女性のスペースに入ろうとする人が現れる可能性はゼロではありません。

生物学的や区別でスペースを分けずに、どうやって女性や子どもの安全性を確保できるのでしょうか？

札幌市のこのような曖昧な姿勢では、アメリカと同じように女性や子どもが著しい不利益を被るかもしれません。

市民が犯罪に巻き込まれる前に声をあげづらくなる危険すらあります。

市議会議員の皆様には、札幌市民がこれまでと変わらず安心して暮らせるよう慎重なご判断をよろしくお願い致します。